

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画

平成 14 年 3 月 29 日
閣 議 決 定

行政改革大綱（平成 12 年 12 月 1 日閣議決定）に基づき、国から公益法人が委託等、推薦等を受けて行っている検査・認定・資格付与等の事務・事業及び国からの公益法人への補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）について以下の措置を講ずる。

I. 委託等に係る事務・事業の改革

1. 検査・検定等

(1) 基本的考え方

① 公益法人が国の代行機関として行う検査・検定等の事務・事業については、官民の役割分担及び規制改革の観点から見直し、廃止するものを除き、規制改革推進3か年計画（改定）（平成 14 年 3 月 29 日閣議決定）に示された基準認証の見直しの考え方を踏まえ、国の関与を最小限とし、事業者の自己確認・自主保安を基本とする制度に移行することを基本原則とする。この場合、直ちに事業者の自己確認・自主保安のみに委ねることが国際ルールや消費者保護等の観点から必ずしも適当でないときは、法令等に明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された公正・中立な第三者機関（以下「登録機関」という。）による検査・検定等の実施（以下「登録機関による実施」という。）とする。

② 国民の生命、財産の保護、国際的責務の履行等の観点から、①により難しい事務・事業については、国又は独立行政法人において実施することを原則とする。

やむを得ない理由により、引き続き公益法人に国の代行機関として検査・検定等を行わせることとした場合であっても、登録機関による実施に準じた措置を検討するものとする。

なお、これらの事務・事業については、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表 1 のとおりとする。

2. 資格付与等

(1) 基本的考え方

公益法人が国の委託等を受けて行う試験、講習その他の資格付与等の事務・事業については、国家資格としての社会的必要性等について検証の上、廃止、独立行政法人による実施等を検討する。引き続き公益法人が国の委託等を受けて事務・事業を行うものについては、規制改革の観点から、その在り方の検討を進めるものとする。

(2) 具体的措置内容

別表 2 のとおりとする。

3. 登録その他の事務・事業

(1) 基本的考え方

公益法人が、国の委託を受けて行う登録、交付等の事務・事業については、事務・事業の性格を勘案の上、上記に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表3のとおりとする。

II. 推薦等に係る事務・事業の改革

1. 技能審査等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う技能審査等の事務・事業に対する大臣認定その他の推薦等については、当該事務・事業が法律で定められた国の事務・事業ではないこと、民間において実施されている各種技能審査等の間における差別化を必要以上に助長するおそれがあること等の観点から、一律に廃止する。また、今後同様の推薦等はこれを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表4のとおりとする。

2. 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

(1) 基本的考え方

公益法人が独自に行う講習が国家資格付与の要件として認定されている等国の制度・仕組みの一部として組み込まれている推薦等に係る事務・事業については、当該制度・仕組みそのものの検証と併せ検討の上、I 1 (1)、2 (1) に準じた措置を講ずる。

(2) 具体的措置内容

別表5のとおりとする。

III. 補助金等の見直し

1. 第三者分配型補助金等

(1) 基本的考え方

平成12年度に国から公益法人に交付された補助金等のうち、交付先の公益法人において当該補助金等の5割以上を他の法人等の第三者に分配・交付するもの（以下「第三者分配型補助金等」という。）については、事務・事業の必要性等を検証した上で、当該補助金等の廃止、国からの直接交付又は独立行政法人からの交付、交付先公益法人が事務・事業を直接行うこと等による分配・交付比率の5割未満への改善等の措置を講ずることにより、第三者分配型補助金等の解消を図る。なお、第三者分配型補助金等となることにつき特段の理由のあると認められる補助金等については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表6のとおりとする。

2. 補助金依存型公益法人

(1) 基本的考え方

平成 12 年度に国から交付された補助金等が年間収入の3分の2以上を占める公益法人（以下「補助金依存型公益法人」という。）については、当該法人に交付される補助金等の必要性等を検証し、補助金等の廃止、補助金等交付対象事業の国又は独立行政法人による実施等の措置を講ずることにより、補助金依存型公益法人の解消を図る。なお、これらの措置によっても、なお3分の2未満とならない法人については、補助金依存状態の解消のための改善計画を策定するものとし、また、補助金依存型公益法人となることに特段の理由のある公益法人については、その理由を公表する。

(2) 具体的措置内容

別表7のとおりとする。

3. 役員報酬に対する助成

(1) 基本的考え方

公益法人の役員報酬に対する国の助成は、民間の法人の運営に国が実質的に関与することになりかねないことから、公益法人に対する補助金等による助成は、特段の理由のあるものを除き、一律に廃止するとともに、今後これを行わないこととする。

(2) 具体的措置内容

別表8のとおりとする。

IV. 公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

上記措置を講ずることとした結果、公益法人に対する行政の関与は相当程度改善されることとなるが、なお、国の委託等、推薦等を受けて事務・事業を行う公益法人、国からの補助金等の交付を受ける公益法人等国と関係のある公益法人が引き続き存在することとなる。このため、これらについては、別添の「公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置」（以下「透明化・合理化ルール」という。）を適用し、行政及び公益法人の双方における、より一層の透明性、効率性、厳格性の確保を図るものとする。

V. 改革の実施に向けて

1. 本計画による措置は、法律改正を要するものについては、原則として、平成 15 年度中に実施することとする。なお、その実施に当たっては事務・事業の一層の整理・合理化を図ることとする。
2. 公益法人が行っている事務・事業の国又は独立行政法人への移管を行う場合には、既存体制の合理的再編成により対処することを基本とする。また、今後、独立行政法人による実施につき引き続き検討することとされているものについても、以下の点に十分留意することとする。
 - (1) 移管する事務・事業が、公共上の観点から国の強い関与が不可欠であり、民間に委ねると効率的かつ確実な実施が見込めないこと
 - (2) 原則として既存の独立行政法人を活用するとともに、国、特殊法人、独立行政法人、公益法人等が行う関連の事務・事業を、府省の枠にとらわれることなく統合・合理化すること
 - (3) 移管後の独立行政法人の事務・事業、組織の合理化・効率化を徹底し、財政負担の軽減を実現すること
3. 各府省は透明化・合理化ルールが適正に運用されるよう常に意を用いるとともに、今回の改革で示さ

れた基本的考え方に立って、所管する事務・事業の不断の見直しに努めるものとする。

4. 本計画は、今後各府省が責任をもって実施することとなる。内閣官房は、本計画の実施につき検討を要する事項に関し、必要に応じ調整の任に当たる。総務省は、関係府省の協力を得て、本計画の実施状況の概要について毎年度の「公益法人に関する年次報告」及びインターネットにおいて公表するなど、本計画のフォローアップに当たる。

(別添)

公益法人に対する国の関与等を透明化・合理化するための措置

行政委託型公益法人等に対する国の関与について、行政の一層の透明性、効率性、厳格性を確保する観点から、以下の措置を講ずる。

I. 定義

本措置における用語の意味は、特段の定めのない限り、次のとおりとする。

(1) 行政委託型公益法人等

国から検査・認定・資格付与等（以下「検査等」という。）の委託等、推薦等（以下「委託・推薦等」という。）を受けている公益法人及び国から補助金・委託費等（以下「補助金等」という。）を交付されている公益法人をいう。

(2) 委託等

事務の内容等を法令等で定め、当該事務を国以外の特定の法人に制度的に行わせることをいう。

(3) 推薦等

法律に基づく制度・仕組みの一部として組み込むことなどにより、特定の法人が独自に行っている事業について、制度的に国が関与を行うことをいう。

II. 検査等の委託・推薦等に関する事項

1. 府省が講ずべき措置

検査等の事務・事業について、当該事務・事業を所管する府省は以下の措置を講ずる。

(1) 事務・事業の法的位置付けの明確化

- ① 委託等に係る事務・事業の基本的内容を法律で定める。
- ② 推薦等に係る事務・事業は、法律又はこれに基づく政令（当面の間、法律に基づく省令を含む。）（以下「法令」という。）に基づくものとし、これらの内容を法令において明確に規定する。
- ③ 検査等の基準を客観的に明確なものとする。

(2) 指定・登録基準等の明確化、公開等

- ① 委託等については、法人の指定基準の基本的な事項を法律で定め、詳細な事項は府省による裁量の余地を極力小さくすべく一層の明確化を図った上で、法令又は告示で定める。
- ② 推薦等については、法人の登録基準を府省による裁量の余地がないよう明確化した上で、法令又は告示で定める。
- ③ 指定・登録基準（制度所管府省が定めたすべてのものを含む。）、指定・登録された法人に係る事項（法人等の名称、指定・登録時期、法人の連絡先、指定・登録の理由等）をインターネ

ットで公開する。

- ④ 指定・登録基準に対する問合せ（問題点の指摘を含む。）や指定・登録基準を満たしているか否かについての照会については迅速に対応するとともに、共通の事項と認められるもの等については、その概要をインターネットで公開する。

（3）料金の決定及び積算根拠の公開

委託等に係る事務・事業の検査料等の料金は、委託等を行う府省が決定し、その積算根拠も併せインターネットで公開する。

（4）事務・事業の定期的検証

委託・推薦等に係る事務・事業について改善すべき点がないか毎年見直しを行う。特に、検査関連制度については、事業者による自己確認への移行の可能性について毎年見直しを行う。見直しの状況の概要については、毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

また、少なくとも3～5年ごとに政策評価（行政機関が行う政策の評価に関する法律第3条に規定する政策評価をいう。以下同じ。）を行い、当該事務・事業の必要性について定期的な検証を行う。初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

（5）指導監督の適正な実施

委託等を行う府省は、法令に定められたところにより、委託等を受ける法人に対する指導監督を厳格に行い、事務・事業の適正な実施に努める。

2. 法人が講ずべき措置

委託・推薦等に係る事務・事業を所管する府省は、委託・推薦等を受ける公益法人に対して、以下の要件をすべて満たすよう指導する。

（1）中立公正な運営の確保

- ① 委託等を行う府省の出身者と委託等された事務・事業に関わる業界の関係者の合計が、法人の役員現在数の2分の1を上回らないこと。
- ② 推薦等された事務・事業が公正に行われることを担保するために、当該事務・事業を行う法人が必要な措置をとっており、その措置が明らかになっていること。
- ③ 委託等された事務・事業に関わる法人の役職員について、公務員に準じた規律に服することが定められていること。
- ④ 推薦等された事務・事業に関わる法人の役職員について、当該事務・事業を適正に行うために必要な職務規程が定められていること。

（2）会計処理の明確化及び透明化

企業会計基準の考え方の活用を含め、適正かつ効率的な事業実施に係る説明責任を果たせるよう適切な会計処理を行うこと。

特に、委託等された事務・事業については、当該事務・事業ごとに事業内容、検査料等の収入額及び支出額の内訳を記載した書類（様式1又はそれに準じたもの）を作成し、インターネットで公開すること。

（3）事務・事業の実施の透明化

- ① 国から委託・推薦等された検査等と、法人が独自で行っている類似の事務・事業とが第三者に明確に区別できるようにすること。
- ② 委託等された事務・事業の一部を外注する場合、特定の事業者に限られるような仕組みを設

けないこと。

Ⅲ. 補助金等の交付等に関する事項

1. 実施計画の対象事項に対する措置

(1) 実施計画の対象とされたものについて、各府省は以下の措置を講ずる。

① 次に掲げる事項を公益法人の所管府省（以下「法人所管府省」という。）のホームページに掲載する。

ア 「第三者分配型」、「補助金依存型」の状態がやむを得ないこととされたもの（以下「例外事項」という。）について、その理由

イ 補助金等が年間収入の3分の2以上を占める状態を解消するための改善計画を策定することとされたものについて、当該改善計画

ウ 集中改革期間内（平成17年度末まで）に改革の措置を講ずることとされたものについて、その達成状況

② 例外事項に関わる個々の補助金等の政策的必要性を始めとした合理的理由を検証するため、毎年度の予算要求にあたり検証を行うほか、3～5年ごとに政策評価を実施する。その際、評価結果には、当該箇所が明らかになるようにする。なお、初回の政策評価は平成17年度末までの集中改革期間内に実施する。

(2) 実施計画のフォローアップとして、上記(1)①に掲げる事項を毎年度の「公益法人に関する年次報告」に掲載する。

(3) 「第三者分配型」で例外事項とされた助成・給付事業に係る補助金等について、各府省は交付先の公益法人が以下の事項をインターネットで公表するよう指導する。

① 公益法人における助成・給付事業の内容、助成基準、決定方法等

② 国からの補助金等のみを用いて助成・給付事業を実施している場合、当該事業に関し国が定める基準

2. 公益法人向け補助金等全般に対する措置

(1) 各府省は、「インターネットによる公益法人のディスクロージャーについて」（平成13年8月28日公益法人等の指導監督等に関する申合せ）について、常に最新の情報を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、次に掲げる事項も新たに掲載する。

① 補助金等に係る事業概要、主な使途（下記(2)②アの書類で代替可）

② 補助金等の執行に当たっての交付先選定理由として、次に掲げる事項

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下「補助金等適正化法」という。）が適用される場合

- ・ 補助金等適正化法が適用される旨
- ・ 当該法人を選定した具体的理由（提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載）

イ 会計法に基づく契約を行う場合

a 一般競争契約の場合

- ・ 一般競争契約である旨

b 指名競争契約の場合

- ・ 指名競争契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由

- ・ 指名基準、及び競争参加者選定の具体的理由
- c 随意契約の場合
 - ・ 随意契約である旨、及び当該契約方法とした具体的理由
 - ・ 当該法人を選定した具体的理由（提案公募型の場合は公募方法、選定基準、選定方法も併せて記載）

(2) 各府省は、以下の措置を講ずる。

- ① 所管公益法人に対し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類を作成するよう指導。
- ② 公益法人が以下の措置を講ずることを補助金等の交付決定又は契約の条件とするとともに、既に交付している公益法人には速やかに措置するよう指導。
 - ア 補助金等に係る事務・事業ごとに事業内容、交付額及び支出額の内訳を記載した書類（様式2又はそれに準じたもの）を作成。
 - イ 上記書類を、①の書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、関係府省に報告。
- ③ ①、②で作成する書類を法人所管府省のホームページに掲載するとともに、各法人に対しインターネットで公表するよう指導。

3. 新規発生防止のための措置

- (1) 各府省は、公益法人向けの補助金等に関し、予算及びその執行について以下のとおりとすること。
 - ① 要求段階で補助金等の交付先等が特定される場合、「第三者分配型」となるもの、公益法人が「補助金依存型」となることが見込まれるものは、原則として予算要求しない。
 - ② 要求段階で補助金等の交付先等が特定されないものの、執行において「第三者分配型」、「補助金依存型」となることが見込まれる法人に対しては、原則として補助金等の交付決定や随意契約の締結を行わない。
- (2) 各府省は、指名競争契約及び提案公募型による補助金等の執行において、応募対象を公益法人に限定せず、かつ、公募方法、選定基準、選定方法を執行に先立って対外的に明らかにすることとする。
- (3) 各府省は、以下の①又は②の状態が生じた場合には、その旨及び合理的説明を法人所管府省のホームページに掲載する。
 - ① 競争契約、提案公募型で結果的に「補助金依存型」公益法人が生じた場合
 - ② 競争契約で選定した公益法人において結果的に「第三者分配型」が生じた場合
- (4) フォローアップとして、上記(1)に拠りがたいものが生じた場合については上記1に準じた措置を講ずることとするほか、実施計画で例外事項とされたものと併せ、「公益法人に関する年次報告」に一覧性をもって表掲載する。

IV. 実施時期

- (1) 実施時期については、(2)の事項を除き、平成14年4月1日から実施する。
 - (2) 各府省のホームページへの掲載は、平成14年7月1日から実施し、年1回は必ず更新することとする。
- (注) 様式1, 2は省略

(別表1) 検査・検定等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【総務省】				
消防の用に供する機械器具等についての試験及び個別検定	消防法第21条の3第1項、第21条の8第1項	未指定	日常的な使用による欠陥等のチェックの可能性や欠陥等の危険性、被害への影響等を注視しながら、一部について将来的に登録機関による実施が可能かどうか検討する。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
特定無線設備の技術基準適合証明	電波法第38条の2第1項	(財) テレコムエンジニアリングセンター (財) 日本アマチュア無線振興協会	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。	製造者等の自己確認等を基本とする制度へ移行するため、関係法令を改正済。
電気通信端末機器の技術基準適合認定	電気通信事業法第50条第1項、第68条第1項	(財) 電気通信端末機器審査協会	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。	製造者等の自己確認等を基本とする制度へ移行するため、関係法令を改正済。
端末機器の接続の技術的条件的適合認定	電気通信事業法第51条第1項 電気通信事業法施行規則第32条第1項	(財) 電気通信端末機器審査協会	規制改革推進3か年計画に基づく自己確認制度の導入につき検討し、平成14年度中に結論を得る。	技術的条件については、自己確認制度を導入することが求められるものはすべて技術基準への移行を図ることとした。また、本認定は、関係法令の成立を受けて登録機関が実施することとした。
第三種郵便物の認可の申請又は監査に関する調査業務	郵便法第75条の2第1項	(財) 郵便文化振興協会	郵政公社の設立に伴い廃止の方向で検討する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
【文部科学省】				
試験研究用原子炉施設及び核燃料物質使用施設等の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の24第1項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託ができる体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人に委託することとする。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
核燃料物質等の運搬物による確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の42第1項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託ができる体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人に委託することとする。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
【厚生労働省】				
製造時検査	労働安全衛生法第38条第1項、ボイラー及び圧力容器安全規則第5条	(社) ボイラ・クレーン安全協会 (社) 日本ボイラ協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
性能検査	労働安全衛生法第41条第2項、労働安全衛生法施行令第12条、ボイラー及び圧力容器安全規則第38条及び第73条、クレーン等安全規則第43条、第84条、第128条及び第162条、ゴンドラ安全規則第27条	(社) 日本ボイラ協会 (社) ボイラ・クレーン安全協会 (社) 日本クレーン協会	登録機関により実施する。なお、規制改革推進3か年計画に基づき、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認のインセンティブ制度について併せて検討する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。 ボイラー等の検査については、平成16年3月31日に通達を発出し、優良な安全管理体制を確立し、かつ、優良な安全管理実績を有する事業場を対象とした自己確認等のインセンティブ制度を導入した。
個別検定	労働安全衛生法第44条第1項、労働安全衛生法施行令第14条、ボイラー及び圧力容器安全規則第84条及び第90条の2、機械等検定規則第1条	(社) 日本ボイラ協会 (社) ボイラ・クレーン安全協会 (社) 産業安全技術協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
型式検定	労働安全衛生法第44条の2第1項及び第44条の3第2項、労働安全衛生法施行令第14条の2、機械等検定規則第6条及び第11条	(社) 日本クレーン協会 (社) 産業安全技術協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
医療用具同一性調査	薬事法第14条の3第1項	(財) 医療機器センター	国際整合を踏まえ、生命の危機又は重大な機能障害に直結する可能性が極めて低いと考えられる医療用具については事業者による自己確認、可能性が低いものについては平成17年度までに登録検査機関による確認へ移行、その他については平成16年度までに独立行政法人（医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構及び医薬品医療機器審査センター等を統合）に事務・事業を移管する。	それぞれの措置を実施するため、関係法令を改正済。
食品等の命令検査	食品衛生法第14条、第15条第1項から第3項	(財) 日本食品分析センター (財) 日本冷凍食品検査協会 (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品環境検査協会 (財) 化学技術戦略推進機構 (財) 日本穀物検定協会 (財) 日本乳業技術協会 (社) 菓子総合技術センター (社) 日本食肉加工協会 (社) 日本海事検定協会 (財) 新日本検定協会 (財) マイコトキシン検査協会 (財) 日本環境衛生センター (財) 畜産生物科学安全研究所 (社) 日本油料検定協会 (財) 山口県予防保健協会	行政責任を維持しつつ検査機関の指定を登録に変更することにつき、食品の安全規制の在り方の見直しの中で検討する。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度により実施するため、関係法令を改正済。

資料 20

(別表1) 検査・検定等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【農林水産省】				
JAS規格に関する検査・格付（登録格付機関）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第14条第1項	(財) 生糸検査協会	平成17年度までに登録機関において実施する。 なお、JASマーク対象品目の削減を行う。	登録格付機関による格付の制度については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）により廃止。ただし、同法附則第5条に基づき、経過措置として平成21年2月28日まで登録格付機関による格付を行うことを可能とした。 なお、以下の法人については登録格付機関ではなくなった。 (財) 生糸検査協会 (財) 日本冷凍食品検査協会 (財) 日本食品分析センター (財) 日本食品油脂検査協会 (社) 全国漬物検査協会 (財) 日本醤油検査協会 (財) 日本油脂検査協会 (財) 全国調味料・野菜飲料検査協会 (財) 日本炭酸飲料検査協会 (社) 菓子総合技術センター (社) 日本果汁協会 (財) 日本乳業技術協会 (社) 日本食肉加工協会 (財) 日本乳業技術協会 (社) 日本食肉加工協会 (社) 日本即席食品工業協会 (財) 日本穀物検定協会 (社) 全国木材組合連合会 (社) 全国削節工業協会 また、(財) 日本醤油検査協会は、(財) 日本醤油技術センターに組織変更された。 JASマーク対象品目については、順次見直しを行っており、平成17年度末までに38品目が廃止された。
		(財) 日本冷凍食品検査協会		
		(財) 食品環境検査協会		
		(財) 日本合板検査会		
		(財) 日本食品分析センター		
		(財) 日本食品油脂検査協会		
		(社) 全国漬物検査協会		
		(財) 日本醤油検査協会		
		(財) 日本油脂検査協会		
		(財) 全国調味料・野菜飲料検査協会		
		(財) 日本炭酸飲料検査協会		
		(社) 菓子総合技術センター		
		(社) 日本果汁協会		
		(財) 日本乳業技術協会		
		(社) 日本食肉加工協会		
(財) 日本乳業技術協会				
(社) 日本食肉加工協会				
(社) 日本即席食品工業協会				
(財) 日本穀物検定協会				
(社) 全国木材組合連合会				
(社) 全国削節工業協会				
JAS規格に関する製造業者等の認定（登録認定機関）	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第15条第1項	(財) 食品環境検査協会	有機食品の規格に関しては、その制度導入の背景や、食品に対する国民の信頼回復の状況を注視しつつ、新たに導入を予定している消費者が食品の生産履歴情報入手できる仕組みと併せ、登録機関による実施の方向で平成17年度までに検討し、結論を得る。 その他の規格に関しては、平成17年度までに登録機関において実施する。 なお、JASマーク対象品目の削減を行う。	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成17年法律第67号）により、登録機関による実施に移行。 なお、以下の法人については登録認定機関ではなくなった。 (社) 日本食肉加工協会 (社) 日本即席食品工業協会 (社) 菓子総合技術センター また、以下の法人については、改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第1項に基づき登録認定機関の申請中。 (財) 食品環境検査協会 (財) 全国調味料・野菜飲料検査協会 (社) 全国木材組合連合会 (財) 日本冷凍食品検査協会 (財) 日本醤油技術センター（(財) 日本醤油検査協会から組織変更） (社) 全国削節工業協会 上記以外の法人については、改正後の農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第1項に基づき登録認定機関として登録された。 JASマーク対象品目については、順次見直しを行っており、平成17年度末までに38品目が廃止された。
		(財) 日本合板検査会		
		(財) 日本食品分析センター		
		(財) 日本食品油脂検査協会		
		(社) 全国漬物検査協会		
		(財) 日本油脂検査協会		
		(財) 全国調味料・野菜飲料検査協会		
		(財) 日本炭酸飲料検査協会		
		(社) 日本果汁協会		
		(社) 日本食肉加工協会		
		(社) 日本即席食品工業協会		
		(財) 日本穀物検定協会		
		(社) 全国木材組合連合会		
		(財) 自然農法国際研究開発センター		
		(社) 全国愛農会		
(財) 日本冷凍食品検査協会				
(財) 日本醤油検査協会				
(社) 全国削節工業協会				
(社) 菓子総合技術センター				
特定飼料等の検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第2条の4	(財) 日本穀物検定協会	独立行政法人肥飼料検査所において実施する。	独立行政法人肥飼料検査所において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本食品分析センター (財) 畜産生物科学安全研究所		
規格設定飼料の公定規格による検定	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条	(財) 日本穀物検定協会 (財) 日本食品分析センター (財) 日本肥糧検定協会 (財) 食品環境検査協会 (財) 日本冷凍食品検査協会	登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。日本穀物検定協会については、H15年に指定を削除。
【経済産業省】				
JISマーク表示申請者の認定	工業標準化法第19条第1～4項、第25条第1、3項（第26条～第38条）	(財) 日本規格協会 (財) 建材試験センター (財) 日本品質保証機構 (財) 日本燃焼機器検査協会 (財) 日本建築総合試験所 (財) 日本繊維製品品質技術センター	平成17年度までに登録機関による実施へ移行するとともに、JISマーク対象品目の削減を行う。また、官庁・地方公共団体における調達の実態や国際協定・海外の動向を踏まえ、工業標準化法の適切な運用を確保する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。 なお、本事業は平成17年度末までに廃止。
JISマーク表示認定工場に対する公示検査	工業標準化法第21条の2第1項、第25条第3項（第41条～第52条）	(財) 日本カメラ財団 (財) 日本文化用品安全試験所 (財) 全国タイル検査・技術協会 (財) 日本燃焼機器検査協会 (社) 繊維評価技術協議会 (財) 日本規格協会 (財) 日本品質保証機構 (財) 電気安全環境研究所 (財) 日本車両検査協会 (財) 日本輪受検査協会 (財) 建材試験センター (財) 日本建築総合試験所 (財) 日本ガス機器検査協会 (財) 化学物質評価研究機構 (財) 化学技術戦略推進機構 (財) 日本塗料検査協会 (社) 日本水道協会	平成17年度までに登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。なお、指定検査機関については、3年間の移行期間を設けている。 また、(財) 日本カメラ財団及び(社) 繊維評価技術協議会は指定検査機関ではなくなった。

(別表1) 検査・検定等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【経済産業省】				
特定計量器の検定	計量法第16条第1項	(財) 日本品質保証機構 (財) 日本ガス機器検査協会	独立行政法人による実施の是非を、既存の独立行政法人の活用等、財政負担、雇用問題の観点から踏まえ検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	独立行政法人による実施の是非を検討した結果、移管による効率化や財政負担の観点に照らし、種々の課題があることから、当該事務・事業は独立行政法人に移管せず、「透明化・合理化ルール」を徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととした。
特定標準器による校正	計量法第135条	(財) 日本品質保証機構 (財) 化学物質評価研究機構	独立行政法人による実施の是非を、既存の独立行政法人の活用等、財政負担、雇用問題の観点から踏まえ検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	独立行政法人による実施の是非を検討した結果、移管による効率化や財政負担の観点に照らし、種々の課題があることから、当該事務・事業は独立行政法人に移管せず、「透明化・合理化ルール」を徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととした。
加工施設、研究開発段階発電用原子炉、再処理施設及び特定廃棄物管理施設の溶接検査	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第16条の4第1項及び第4項(加工施設の溶接検査) 同法第28条の2第1項及び第4項(研究開発段階発電用原子炉の溶接検査) 同法第46条の2第1項及び第4項(再処理施設の溶接検査) 同法第51条の9第1項及び第4項(特定廃棄物管理施設の溶接検査) 同法第61条の24(指定検査機関の検査範囲)	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。 なお、当初の予定より半年早い平成15年10月に独立行政法人原子力安全基盤機構が設立され、実施事務については移管済。
核燃料物質等の運搬物に係る確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項(運搬物に関する確認) 同法第61条の4第1項(指定運搬物確認機関の確認範囲)	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。 なお、当初の予定より6か月早い平成15年10月に独立行政法人原子力安全基盤機構が設立され、実施事務については移管済。
指定廃棄物確認業務	原子炉等規制法第51条の6第2項	(財) 原子力安全技術センター	平成16年度から国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。 なお、当初の予定より6か月早い平成15年10月に独立行政法人原子力安全基盤機構が設立され、実施事務については移管済。
電気事業法に基づく安全管理審査	電気事業法第50条の2(使用前安全管理検査) 同法第52条(溶接安全管理検査) 同法第55条(定期安全管理検査)	(財) 発電設備技術検査協会	平成16年度から原子力に係るものを除き登録機関により実施する。 また、同年度より原子力に係るものについては、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して設置する独立行政法人において実施する。	原子力に係るものについては、独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。 なお、当初の予定より6か月早い平成15年10月に独立行政法人原子力安全基盤機構が設立され、実施事務については移管済。 原子力に係るもの以外については、登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
【国土交通省】				
経営状況分析	建設業法第27条の24	(財) 建設業情報管理センター	経営事項審査の一部として、公共工事の入札参加資格者選定の厳格性に留意しつつ、登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
住宅型式性能認定・型式住宅部分等製造者認証	住宅の品質確保の促進等に関する法律第22条、第25条第1項	(財) 日本建築センター (財) ベターリビング (財) 日本建築総合試験所 (財) 建材試験センター (財) 日本住宅・木材技術センター	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や認定方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
特別評価方法認定に係る試験	住宅の品質確保の促進等に関する法律第53条	(財) 日本建築センター (財) ベターリビング (財) 日本建築総合試験所 (財) 建材試験センター (財) 建築環境・省エネルギー機構	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や試験方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
住宅性能評価	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項、第7条第1項	(財) 日本建築センター (財) ベターリビング (財) 日本建築設備・昇降機センター (財) 住宅保証機構 (財) 日本建築総合試験所	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や評価方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
鉄道施設の検査	鉄道事業法第41条第1項	(財) 鉄道総合技術研究所	平成14年度から国で事務を行う。	国による実施へ移行するため、関係法令の改正により措置済。
索道施設の検査	索道事業法第41条第1項	(財) 日本索道交通協会	平成17年度までに国で事務を行う。	国による実施へ移行するため、関係法令の改正により措置済。
核燃料物質等運搬方法確認	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第61条の4第3項	(財) 原子力安全技術センター	公益法人を指定する現在の仕組みを廃止し、事務の委託ができる体制を整備した上で、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を移管して創設する独立行政法人に委託する。	独立行政法人原子力安全基盤機構において実施する制度へ移行するため、関係法令を改正済。
条約証書の交付	海上における人命の安全のための国際条約及び漏網水線に関する国際条約による証書に関する省令第12条第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
型式承認に係る船舶用物件等の検定	船舶安全法第6条ノ4第1項	(財) 日本船用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。

(別表1) 検査・検定等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【国土交通省】				
型式承認に係る海洋汚染防止設備の検定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の15第1項	(財) 日本船用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
有害液体物質の事前処理の確認	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の2第4項	(財) 新日本検定協会 (社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶検査	船舶安全法第8条第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
海洋汚染防止設備等の検査	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の12第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
型式承認に係る排出油防除資材等の検定	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律施行規則第37条の3の2第3項	(財) 日本船用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による危険物の運送に関する容器・包装検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条の3第1項	(財) 日本船用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による危険物の運送に関する積付検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による危険物のコンテナ運送に関する収納検査	危険物船舶運送及び貯蔵規則第129条の2第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による液状化物質の運送許容水分値の測定・液状化物質の水分測定	特殊貨物船舶運送規則第17条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶による液状化物質のばら積み運送に関する積付検査	特殊貨物船舶運送規則第25条第1項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
船舶によるばら積み固体貨物密度の測定	船舶設備規程等の一部を改正する省令(平成11年運輸省令第32号)附則第3条第3項	(社) 日本海事検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度へ移行するため、関係法令を改正済。
(平成14年度新規発生事項)				
【経済産業省】				
JISマーク表示認定工場に対する公示検査	工業標準化法第21条の2第1項、第25条第3項(第41条～第52条)	(社) 電線総合技術センター (財) 日本繊維製品品質技術センター	平成17年度までに登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。なお、指定検査機関については、3年間の移行期間を設けている。 (閣議決定された事業に、新たに(社)電線総合技術センター及び(財)日本繊維製品品質技術センターを追加した。)
(平成15年度新規発生事項)				
【国土交通省】				
住宅性能評価	住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項、第7条第1項	(財) 住宅金融普及協会	消費者等の信頼を得られるよう、高度な公正中立性を確保するための厳格な罰則規定の整備や評価方法の基準化等の担保に留意しつつ、平成17年度中に登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。 (閣議決定された事業に、新たに(財)住宅金融普及協会を追加した。)
(平成16年度新規発生事項)				
【国土交通省】				
船舶保安規程の審査、船舶警報通報装置等の設置等の検査	国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律第20条第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度により実施するため、関係法令を改正済。
原動機放出量確認等事務	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の15第1項	(財) 日本海事協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度により実施するため、関係法令を改正済。
型式承認に係る大気汚染防止検査対象設備の検定	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第19条の49第1項	(財) 日本船用品検定協会	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる。その際、外国法人を含め参入を容易にするため、国際的委託指針等との整合化に努める。	政府責任を維持した上で、登録機関による実施に準じた措置を講ずる制度により実施するため、関係法令を改正済。

(別表2) 資格付与等

事務・事業	根拠法令・条項	「実施計画」の内容		措置状況
		関係公益法人の名称	措置内容	
【総務省】				
無線従事者国家試験	電波法第39条、第39条の3、第40条、第41条、第44条、第46条第1項	(財) 日本無線協会	無資格で行える無線設備の範囲については、今後の技術動向をみながら見直しを検討する。	他の無線局の無線従事者に管理されることにより無資格で操作できる範囲を拡充した。今後とも引き続き技術動向を見ながら見直しを検討する。
電気通信主任技術者試験	電気通信事業法第44条、第47条、第56条第1項	(財) 日本データ通信協会	電気通信事業者における資格取得者の配置状況を考慮の上、当該制度の在り方について見直しを検討する。	電気通信事業者の区分を見直し、資格区分の統合を行い、当該資格者の選任を要しない場合の規定を新設するため関係法令を改正済。

【厚生労働省】

技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(財) 北海道労働保健管理協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。 ※(社) 大分県特殊技能教育センターは、廃止(H14.3.27) (社) 沖縄自動車整備振興会は、廃止(H15.6.16) (社) 日本橋梁建設協会中部連絡事務所は廃止(H16.6.1) (社) 広島県労働基準協会連合会は、(社) 広島県労働基準協会に名称変更(H16.6.1) (社) 日本溶接協会は廃止(H17.3.31) (財) 角川学園花壇自動車整備専門学校は、(財) 角川学園専門学校花壇自動車整備大学校に名称変更(H17.4.28) (社) 山口県労働基準協会連合会は、(社) 山口県労働基準協会へ名称変更(H17.6) (社) 日本造船組合連合会は廃止(H17.11.14) (社) 労務管理教育センターは廃止(H18.1.21) (社) コマツクレーン教育センターは廃止(H18.3.31)
		(社) 旭川地方自動車整備振興会		
		(社) 札幌地方自動車整備振興会		
		(社) 帯広地方自動車整備振興会		
		(社) 北海道労働基準協会連合会		
		(社) 下北地区労働基準協会		
		(社) 弘前地区労働基準協会		
		(社) 黒石地区労働基準協会		
		(社) 上北労働基準協会		
		(社) 西北労働基準協会		
		(社) 青森県労働基準協会		
		(社) 青森地区労働基準協会		
		(社) 八戸地方労働基準協会		
		(財) 角川学園花壇自動車整備専門学校		
		(財) 岩手労働基準協会		
		(社) 宮城労働基準協会		
		(社) 秋田県労働基準協会		
		(社) 山形県労働基準協会連合会		
		(社) 会津労働基準協会		
		(社) 喜多方労働基準協会		
		(社) 郡山労働基準協会		
		(社) 須賀川労働基準協会		
		(社) 相馬労働基準協会		
		(社) 白河労働基準協会		
		(社) 富岡労働基準協会		
		(社) 福島労働基準協会		
		(社) 茨城労働基準協会連合会		
		(社) コマツクレーン教育センター		
		(社) わたらせ技能講習センター		
		(社) 栃木県労働基準協会連合会		
		(社) 群馬労働基準協会連合会		
		(社) 高崎労働基準協会		
		(社) 前橋労働基準協会		
		(社) 太田労働基準協会		
		(財) 江南クレーン技能教育所		
		(財) 埼玉県健康づくり事業団		
		(財) 埼玉県溶接技能協会		
		(社) 熊谷地区労働基準協会		
		(社) 行田地区労働基準協会		
		(社) 埼玉労働基準協会連合会		
(社) 春日部労働基準協会				
(社) 川越地区労働基準協会				
(社) 川口地区労働基準協会				
(社) 秩父地区労働基準協会				
(社) 千葉県自動車整備振興会				
(社) 千葉県労働基準協会連合会				
(財) 安全衛生普及センター				
(財) 労働安全衛生管理協会				
(社) 全国火災類保安協会				
(社) 総合経営管理協会				
(社) 送電線建設技術研究会 関東支部				
(社) 大田労働基準協会				
(社) 中央労働基準協会				
(社) 東京ボイラー技士協会				
(社) 東京都自動車整備振興会				
(社) 東京労働基準協会連合会				

資料 20

(別表2) 資格付与等

「実施計画」の内容		措置内容	措置状況
事務・事業	根拠法令・条項		
【(厚生労働省)】			
技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(社) 日本造園組合連合会	登録機関により実施する。
		(社) 立川労働基準協会	
		(財) 日本溶接技術センター	
		(社) 神奈川労働安全衛生協会	
		(社) 燕西蒲労働安全協会	
		(社) 新潟県労働衛生医学協会	
		(社) 新潟県労働基準協会連合会	
		(社) 富山県労働基準協会	
		(社) 奥能登総合労働基準協会	
		(社) 加賀江沼産業懇話会	
		(社) 七尾労働基準協会	
		(社) 小松労働基準協会	
		(社) 石川県自動車整備振興会	
		(社) 石川県労働基準協会連合会	
		(社) 山梨県労働基準協会連合会	
		(社) 福井県労働基準協会	
		(社) 中部労働技能教習センター	
		(社) 長野県労働基準協会連合会	
		(社) 岐阜県労働基準協会連合会	
		(社) ボイラ・クレーン安全協会	
		(社) 静岡県労働基準協会連合会	
		(財) 港湾労働安定協会港湾技能研修センター	
		(社) 愛知労働基準協会	
		(社) 刈谷労働基準協会	
		(社) 日本橋梁建設協会中部連絡事務所	
		(社) 三重労働基準協会連合会	
		(財) 日本産業技能教習協会	
		(社) 滋賀労働基準協会	
		(社) 京都上労働基準協会	
		(社) 京都市労働基準協会	
		(社) 京都労働基準連合会	
		(社) 舞鶴労働基準協会	
		(財) 労働安全衛生研究所	
		(社) 西野田労働基準協会	
		(社) 大阪溶接協会	
		(社) 大阪労働基準連合会	
		(社) 鉄骨建設協会関西支部	
		(社) 淀川労働基準協会	
		(社) 日本建築大工技能士会兵庫県支部	
		(社) 兵庫労働基準連合会	
		(社) 奈良県労働基準協会	
		(社) 友和協力会	
		(社) 和歌山県労働基準連合会	
(社) 鳥取県労働基準協会			
(社) 岡山県労働基準協会			
(社) 島根労働基準協会			
(財) 尾道海技学院			
(社) 広島県労働基準協会連合会			
(社) 山口県労働基準協会連合会			
(社) 徳島県労働基準協会連合会			
(社) 香川労働基準協会			
(社) 愛媛労働基準協会連合会			
(社) 高知県労働基準協会連合会			
(財) 産業教育センター			
(財) 日本経営教育センター九州支所			
(社) 九州機械工業振興会			

登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
 ※(社) 大分県特殊技能教育センターは、廃止(H14.3.27)
 (社) 沖縄自動車整備振興会は、廃止(H15.6.16)
 (社) 日本橋梁建設協会中部連絡事務所は廃止(H16.6.1)
 (社) 広島県労働基準協会連合会は、(社) 広島県労働基準協会に名称変更(H16.6.1)
 (社) 日本溶接協会は廃止(H17.3.31)
 (財) 角川学園花壇自動車整備専門学校は、(財) 角川学園専門学校花壇自動車整備大学校に名称変更(H17.4.28)
 (社) 山口県労働基準協会連合会は、(社) 山口県労働基準協会へ名称変更(H17.6)
 (社) 日本造園組合連合会は廃止(H17.11.14)
 (社) 労務管理教育センターは廃止(H18.1.21)
 (社) コマツクレーン教習センターは廃止(H18.3.31)

(別表2) 資格付与等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【厚生労働省】				
技能講習	労働安全衛生法第14条、第61条、第76条、第77条 労働安全衛生法施行令第6条、第20条	(社) 日本溶接協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。 ※(社) 大分県特殊技能教育センターは、廃止(H14.3.27) (社) 沖縄自動車整備振興会は、廃止(H15.6.16) (社) 日本橋梁建設協会中部連絡事務所は廃止(H16.6.1) (社) 広島県労働基準協会連合会は、(社) 広島県労働基準協会に名称変更(H16.6.1) (社) 日本溶接協会は廃止(H17.3.31) (財) 角川学園花壇自動車整備専門学校は、(財) 角川学園専門学校花壇自動車整備大学校に名称変更(H17.4.28) (社) 山口県労働基準協会連合会は、(社) 山口県労働基準協会へ名称変更(H17.6) (社) 日本造船組合連合会は廃止(H17.11.14) (社) 労務管理教育センターは廃止(H18.1.21) (社) コマツクレーン教習センターは廃止(H18.3.31)
		(社) 福岡経営者労働福祉協会		
		(社) 福岡県労働基準協会連合会		
		(社) 佐賀県労働基準協会		
		(社) 熊本県労働基準協会		
		(社) 長崎県労働基準協会		
		(社) 長崎県建造物解体工業会		
		(社) 大分県特殊技能教育センター		
		(社) 大分県労働基準協会		
		(社) 宮崎労働基準協会		
		(社) 大分産業機械技能教習所		
		(社) 鹿児島県労働基準協会		
		(社) 沖縄県労働基準協会		
		(社) 沖縄自動車整備振興会		
		(社) 産業安全衛生協会		
		(社) 全国中小建築工事業団体連合会		
		(社) 日本クレーン協会		
(社) 日本ボイラ協会				
(社) 日本ボイラ整備据付協会				
(社) 日本砕石協会				
(社) 日本農工業連合会				
(社) 労働技能講習協会				
(社) 労務管理教育センター				
(社) 建設荷役車両安全技術協会				
実技教習	労働安全衛生法第75条、第77条 労働安全衛生規則第73条	(財) 江南クレーン技能教習所	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。 ※(社) 大分県特殊技能教育センターは、廃止(H14.3.27) (社) コマツクレーン教習センターは、廃止(H18.3.31)
		(財) 港湾労働安定協会港湾技能研修センター		
		(財) 産業教育センター		
		(社) コマツクレーン教習センター		
		(社) ボイラ・クレーン安全協会		
		(社) 九州機械工業振興会		
		(社) 熊本県労働基準協会		
		(社) 鹿児島県労働基準協会		
		(社) 大分県特殊技能教育センター		
		(社) 大分産業機械技能教習所		
(社) 中部労働技能教習センター				
(社) 日本クレーン協会				
専門調理師資格	調理師法第8条の3	(社) 調理技術技能センター	職業能力開発促進法に基づく調理技能士と、調理師法に基づく専門調理師の一本化を行う方向での見直しを検討する。	調理技能士と専門調理師の試験事務の一体化のための見直しを行い、証書の交付業務の合理化等の措置を講じるため、関係法令を改正済。
言語聴覚士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	言語聴覚士法第36条	(財) 医療研修推進財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、言語聴覚士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
臨床工学技士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	臨床工学技士法第17条	(財) 医療機器センター	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、臨床工学技士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
義肢装具士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	義肢装具士法第17条	(財) テクノエイド協会	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、義肢装具士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
救急救命士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	救急救命士法第37条	(財) 日本救急医療財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、救急救命士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。

資料 20

(別表2) 資格付与等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【厚生労働省】				
歯科衛生士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	歯科衛生士法第12条の4	(財) 歯科医療研修振興財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、歯科衛生士の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律第3条の4	(財) 東洋療法研修試験財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
柔道整復師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務	柔道整復師法第13条の3	(財) 柔道整復研修試験財団	医療関連資格試験事務等の一括した独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、柔道整復師の免許取得のための国家試験の実施に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。
【経済産業省】				
公害防止管理者等国家試験	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項、第8条の2第1項	(社) 産業環境管理協会	当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	当該資格制度の在り方については、平成15年度に開催した学識経験者・産業界の関係者などからなる公害防止管理者制度検討会における報告・提言に基づき、公害防止主任管理者の選任要件の緩和、資格区分の統合、試験科目・講習科目の共通化などを行うため、関係法令を改正済。
情報処理技術者試験	情報処理の促進に関する法律第6条第1項	(財) 日本情報処理開発協会	特殊法人等整理合理化計画に基づき独立行政法人化される認可法人情報処理振興事業協会において実施する。	試験事務を独立行政法人で実施するため、関係法令を改正済。なお、平成16年1月に、情報処理振興事業協会が独立行政法人化し、独立行政法人情報処理推進機構が設立されたことに伴い、試験事務は独立行政法人情報処理推進機構に移管済。
エネルギー管理士試験の実施に関する事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律第8条の2第2項	(財) 省エネルギーセンター	当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	当該資格制度の在り方については、平成17年度にエネルギーの使用の合理化に関する法律を改正する際に検討を行い、当該検討結果に基づきエネルギー管理者の選任数、選任基準の見直し及び資格区分の統合などを行うため、関係法令改正済。
エネルギー管理員講習の実施に関する事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律第12条の3第1、2項	(財) 省エネルギーセンター	当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	当該資格制度の在り方については、平成17年度にエネルギーの使用の合理化に関する法律を改正する際に検討を行い、当該検討結果に基づきエネルギー管理者の選任数、選任基準の見直し及び資格区分の統合などを行うため、関係法令改正済。
【国土交通省】				
浄化槽設備士試験	浄化槽法第42条第1項第1号、第43条	(財) 浄化槽設備士センター	関連する資格取得者との関係に留意しつつ、浄化槽設備士の必置の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。	浄化槽設備士の必置の在り方について、現地調査や関係者に対するヒアリングを行うなど検討を行い、浄化槽の適正な施工を確保するためには浄化槽工事における浄化槽設備士の必置は必要であるとの結論を得た。
浄化槽設備士講習	浄化槽法第42条第1項第2号	(財) 浄化槽設備士センター	上記の検討に併せ、講習の在り方につき検討する。	上記の検討に併せ、浄化槽の設置に関する近年の動向等を踏まえ、平成15年3月の省令改正等により講習の充実化及び合理化を行った。
旅行業務取扱主任者試験	旅行業法第25条の2、同法施行規則第51条第2項	(社) 日本旅行業協会 (社) 全国旅行業協会	旅行の形態の多様化など旅行業を巡る状況の変化を踏まえ、旅行業務取扱主任者試験制度の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。	旅行者保護を拡充し、旅行業務取扱主任者の業務を拡大するため、関係法令を改正済。
実務補習	不動産の鑑定評価に関する法律第10条第1項	(社) 日本不動産鑑定協会	実務に関する講義の科目数の大幅削減を含めその在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
タクシー運転者の地理の試験	タクシー業務適正化特別措置法第49条	(財) 東京タクシー近代化センター (財) 大阪タクシー近代化センター	消費者による選択可能性の増大等の状況を踏まえ、国の試験により確保すべき運転者のサービス能力の水準の在り方につき検討する。	平成14年度に開催した学識経験者や利用者代表等で構成する、自動車交通局長の私的懇談会「地理試験の見直し等に関する懇談会」における提言に基づき、具体化に向けた検討を行い、平成16年6月のとりまとめ結果により、実施可能な事項から順次措置を講じており、今後も引き続き措置する予定である。 ※当該法人はそれぞれ、(財)東京タクシーセンター、(財)大阪タクシーセンターに名称変更(H14.4.1)。

(別表2) 資格付与等

事務・事業	根拠法令・条項	「実施計画」の内容		措置状況
		関係公益法人の名称	措置内容	
【環境省】				
浄化槽設備士講習	浄化槽法第42条第1項第2号	(財) 浄化槽設備士センター	関連する資格取得者との関係に留意しつつ、浄化槽設備士の必置の在り方につき平成14年度に検討し、平成15年度に結論を得る。	浄化槽設備士の必置の在り方について、現地調査や関係者に対するヒアリングを行うなど検討を行い、浄化槽の適正な施工を確保するためには浄化槽工事における浄化槽設備士の必置は必要であるとの結論を得た。また、このような検討に併せて、浄化槽の設置に関する近年の動向等を踏まえ、平成15年3月の省令改正等により講習の充実化及び合理化を図った。
浄化槽管理士講習	浄化槽法第45条第1項第2号	(財) 日本環境整備教育センター	資格取得者が行う浄化槽の保守点検が一層効果的に行われるよう、必要な見直しを行う。	浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検を委託した者に、保守点検の内容について説明しなければならぬ旨の規定を追加し、必要な見直しを行った。
浄化槽管理士試験	浄化槽法第45条第1項第1号、第46条第4項	(財) 日本環境整備教育センター	資格取得者が行う浄化槽の保守点検が一層効果的に行われるよう、必要な見直しを行う。	浄化槽管理士は、浄化槽の保守点検を委託した者に、保守点検の内容について説明しなければならぬ旨の規定を追加し、必要な見直しを行った。
臭気測定業務従事者(臭気判定士)試験	悪臭防止法第12条、第13条第1項、第2項	(社) 臭気対策研究協会	独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	独立行政法人による実施の是非を検討した結果、効率化や既存の独立行政法人の活用の観点に照らし、種々の課題があることから、当該事務・事業は独立行政法人に移管せず、「透明化・合理化ルール」を徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととした。 ※(社)臭気対策研究協会は(社)におい・かおり環境協会に名称変更(H15.4.1)。
公害防止管理者等試験	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項、第8条の2第1項	(社) 産業環境管理協会	当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	当該資格制度の在り方については、平成15年度に開催した学識経験者・産業界の関係者などからなる公害防止管理者制度検討会において、「今後も人の健康の保護及び生活環境の保全のため、事業者が最低限守るべきパフォーマンスレベルを達成するために必要な人的能力及び責任の所在の明示を担保するための措置は、当該資格で確実に担保していく必要がある。」との報告を得た。また、当該報告に基づき、公害防止主任管理者の選任要件の緩和、資格区分の統合、試験科目・講習科目の共通化などを行い、関係法令を改正済。

(注) 「登録機関による実施」には、登録の対象が講習、課程等、機関以外の場合を含む。

(別表3) 登録その他の事務・事業

		「実施計画」の内容			措置状況
事務・事業	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容		
【法務省】					
外国人研修生の在留状況の調査及び評価	技能実習制度に係る出入国管理上の取扱いに関する指針	(財) 国際研修協力機構	国において実施することとし、実施に当たっては既存体制の合理的再編成により対応することとする。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。	
【厚生労働省】					
言語聴覚士の免許取得に関する事務	言語聴覚士法第12条	(財) 医療研修推進財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、言語聴覚士の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。	
救急救命士の免許取得に関する事務	救急救命士法第12条	(財) 日本救急医療財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、救急救命士の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。	
歯科衛生士の免許取得に関する事務	歯科衛生士法第8条の2	(財) 歯科医療研修振興財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、歯科衛生士の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。	
あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の免許取得に関する事務	あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第3条の23	(財) 東洋療法研修試験財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。	
柔道整復師の免許取得に関する事務	柔道整復師法第8条の2	(財) 柔道整復研修試験財団	試験事務と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	事務・事業の独立行政法人への移管による効率化や既存の独立行政法人の活用等の観点に照らし、種々の課題があることから、柔道整復師の免許取得に関する事務については、独立行政法人に移管せず、実施計画で定めた透明化・合理化ルールを徹底することにより、業務運営の徹底的な改善を進めていくこととする。	
【農林水産省】					
農林漁業体験民宿業者の登録	農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律(平成6年6月29日法律第46号)第23条	(財) 都市農山漁村交流活性化機構	当該登録制度における国の役割を明確にしつつ、その限定を図るため、登録の実施主体の見直しに併せ、平成17年度までに登録機関の国による指定制度を廃止する。	国の指定制度を廃止し登録制度に移行するため、関係法律を改正済。	
適正営業規程に係る遊漁船業者の登録	遊漁船業の適正化に関する法律第15条	(社) 全国遊漁船業協会	遊漁船業の適正化を図るための法改正に伴い、当該制度を平成15年度までに廃止する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。	
【経済産業省】					
火薬類製造保安責任者及び火薬類取扱保安責任者に係る免状交付	火薬類取締法第31条の2第1項	(社) 全国火薬類保安協会	免状交付事務の委託の考え方を法律上明確化する。	免状交付事務の委託の考え方を法律上明確化するため、関係法令を改正済。	
【国土交通省】					
国際観光ホテル・旅館の登録	国際観光ホテル整備法第19条第1項	(社) 日本観光協会	外客誘致の重要性に鑑み、海外からの旅行者の増大をはかる観点から、制度創設時(昭和24年)と比べた宿泊施設事情の変化、外国人観光客のニーズへの対応面から見た制度の効果、宿泊施設の登録・情報提供等に関する民間での対応可能性等も踏まえ、現在のような登録制度の在り方について抜本的に見直す。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。	
【環境省】					
国際希少野生動植物種の個体等の登録	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第20条第1項、第23条第1項	(財) 自然環境研究センター	製品の認定と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	製品の認定と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討を行い、平成15年7月に登録機関による実施に移行済。	
国際希少野生動植物種に係る製品の認定	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第33条の7第1項、第33条の8第1項	(財) 自然環境研究センター	個体等の登録と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	個体等の登録と併せて独立行政法人による実施の是非について、既存の独立行政法人の活用及び国の関連事務の移管による効率化の観点を含めて検討を行い、平成15年7月に登録機関による実施に移行済。	

(別表4) 技能審査等

「実施計画」の内容					措置状況
事務・事業（推薦等の制度）	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	廃止時期		
【法務省】					
外国人の研修の推薦	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の第5号の特例を定める件第9号の2	(財) 国際研修協力機構	平成15年度	平成15年度をもって当該制度を廃止。	
外国人の研修の推薦	出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の研修の在留資格に係る基準の第6号の特例を定める件第9号の4	(財) 国際研修協力機構	平成15年度	平成15年度をもって当該制度を廃止。	
【文部科学省】					
文部科学省認定技能審査制度	青少年及び成人の学習活動に係る知識・技能審査事業の認定に関する規則第1条	(社) 日本遠記協会 (財) 実務技能検定協会 (財) 日本編物検定協会 (財) 日本英語検定協会 (財) 日本書写技能検定協会 (財) フランス語教育振興協会 (財) 日本スペイン協会 (財) 日本漢字能力検定協会 (社) 日本工業英語協会 (財) 画像情報教育振興協会 (財) 専修学校教育振興会 (社) 全国服飾教育者連合会 (社) 全国経理学校協会 (財) 全国高等学校家庭科教育振興会	平成17年度	平成17年度末をもって当該制度を廃止するため、関係法令の廃止について措置済み ※(社) 全国経理学校協会は(社) 全国経理教育協会に名称変更(平成17年2月8日)。	
スポーツ指導者の知識・技能審査事業の文部科学大臣認定制度	スポーツ指導者の知識・技能審査事業の認定に関する規程第1条	(社) 全日本アーチェリー連盟 (社) 日本ウエイトリフティング協会 (社) 日本エアロビック連盟 (社) 日本カーリング協会 (社) 日本カヌー連盟 (財) 全日本空手道連盟 (財) 全日本弓道連盟 (財) 日本ゲートボール連合 (財) 全日本剣道連盟 (財) 日本プロゴルフ協会 (財) 日本サッカー協会 (社) 日本山岳協会 (財) 日本自転車競技連盟 (社) 全日本銃剣道連盟 (財) 全日本柔道連盟 (財) 日本水泳連盟 (社) 日本スイミングクラブ協会 (財) 全日本スキー連盟 (社) 日本職業スキー教師協会 (財) 日本スケート連盟 (財) 社会スポーツセンター (財) 日本相撲連盟 (財) 日本ソフトテニス連盟 (財) 日本ソフトボール協会 (財) 日本体操協会 (財) 日本卓球協会 (財) 日本テニス協会 (社) 日本プロテニス協会 (財) 全日本なぎなた連盟 (財) 全日本軟式野球連盟 (財) 日本バスケットボール協会 (財) 日本バドミントン協会 (財) 日本ハレーボール協会 (財) 日本ハンドボール協会 (社) 日本フェンシング協会 (財) 全日本ボウリング協会 (社) 日本ボート協会 (社) 日本アマチュアボクシング連盟 (社) 日本ホッケー協会 (財) 日本セーリング連盟 (社) 日本ライフル射撃協会 (財) 日本ラグビーフットボール協会 (財) 日本陸上競技連盟 (財) 日本レスリング協会 (社) 日本オリエンテーリング協会 (社) 日本キャンプ協会 (財) 日本サイクリング協会 (財) 日本ユース・ホステル協会 (財) 日本体育施設協会 (財) 日本スポーツクラブ協会 (財) 日本健康スポーツ連盟 (財) 日本レクリエーション協会 (財) 日本体育協会 (社) 日本馬術連盟	平成17年度	平成17年度をもって当該制度を廃止。	

(別表4) 技能審査等

事務・事業（推薦等の制度）	「実施計画」の内容			措置状況
	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	廃止時期	
【厚生労働省】				
健康運動指導士養成講習会	地域保健法第3条第3項 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年3月30日厚生労働省令第98号）附則第2項	(財) 健康・体力づくり事業財団	平成17年度	平成17年度をもって当該制度を廃止。
健康運動実践指導者養成講習会	地域保健法第3条第3項 健康づくりのための運動指導者の知識及び技能に係る審査及び証明の事業の認定に関する省令（平成13年3月30日厚生労働省令第98号）附則第2項	(財) 健康・体力づくり事業財団	平成17年度	平成17年度をもって当該制度を廃止。
【国土交通省】				
建築指導科（監視員）研修	建築基準法第9条の2 同法施行令第14条第3号 同法施行規則第4条の18	(財) 全国建設研修センター	平成17年度	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
建築士を対象とする指定講習	建築士法施行規則第17条の20	(社) 日本建築士事務所協会連合会 (社) 日本建築士会連合会 (財) 日本建築センター (財) ベターリビング (財) 建築環境・省エネルギー機構	平成17年度	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
建設工事の技術・技能審査等事業	建設業法施行規則第17条の2第1項	(社) 日本基礎建設協会 (社) 日本計装工業会 (社) 日本建築ブロック・エクステリア工事業協会 (社) 地すべり対策技術協会 (財) 日本下水道管渠推進技術協会 (財) 日本ダム協会 (社) 全日本屋外広告業団体連合会 (社) 全日本瓦工事業連盟 (財) 道路保全技術センター	平成17年度	実施計画に従い検討した結果、事業の推薦を廃止し、登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。 なお、(社) 全日本屋外広告業団体連合会については推薦を廃止。 ※(社) 地すべり対策技術協会は(社) 斜面防災対策技術協会に名称変更(平成17年9月21日)。
建設業の経理知識審査等事業	建設業法施行規則第19条	(財) 建設業振興基金	平成17年度	実施計画に従い検討した結果、事業の推薦を廃止し、登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。

(別表5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業（推薦等の制度）	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【警察庁】				
警備員等の検定に係る指定講習制度	警備員等の検定に関する規則第12条第1項	(社) 全国警備業協会 (財) 空港保安事業センター	講習制度の位置付けを法律上明確化し講習を登録機関による実施とすることを平成15年度までに検討し、平成16年度に所要の措置を講ずる。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
【総務省】				
消防用設備等の認定に係る指定認定機関の指定	消防法第17条の3の2 消防法施行規則第31条の4第1項	(財) 日本消防設備安全センター (社) 日本電線工業会 (社) 日本内燃力発電設備協会 (社) 電池工業会 (社) 日本消防放水器具工業会 (社) 日本照明器具工業会 (社) 日本電気協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
消防設備点検資格者に係る指定講習機関の指定	消防法第17条の3の3 消防法施行規則第31条の6第5項	(財) 日本消防設備安全センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
防災物品等の確認に係る指定確認機関の指定	消防法第8条の3 消防法施行規則第4条の5、第4条の6	(財) 日本防災協会 (財) 日本繊維製品品質技術センター	登録機関により実施する。なお、現行の登録及び確認制度の趣旨を徹底すべく、登録した事業者自らが確認し自らの名称を記載する表示を行う仕組みの速やかな周知等を図る。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
無線従事者養成課程	電波法第39条、第39条の3、第40条、第41条	(財) 日本無線協会 (財) 日本アマチュア無線振興協会	登録機関により実施する。なお、無資格で行える無線設備の範囲については、今後の技術動向をみながら見直しを検討する。	登録機関による実施を明確にするため、関係法令を改正済。 なお、他の無線局の無線従事者に管理されることにより無資格で操作できる範囲を拡充した。
無線従事者認定講習課程	電波法第39条、第40条、第41条 無線従事者規則第35条	(財) 日本無線協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施を明確にするため、関係法令を改正済。
船舶局無線従事者証明のための認定訓練	電波法第39条、第40条、第48条の2	(財) 日本無線協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施を明確にするため、関係法令を改正済。
事業者の点検能力の認定	電波法第24条の2第1項、第24条の9第1項	(財) 小型航空機安全運航センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
【厚生労働省】				
医療用具製造業及び輸入販売業者の責任技術者の資格要件に係る講習会	薬事法第17条第1項 薬事法施行規則第24条第3項第3号、第26条の5第2号二、第27条	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
医療用具修理業者の責任技術者の資格要件に係る基礎講習会及び専門講習会	薬事法第17条第1項 薬事法施行規則第24条第5項第1号イ、第2号イ	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
医療用具販売業者の販売管理者及び百貨業者の百貨管理者の資格要件に係る講習会	薬事法第39条の2 薬事法施行規則第42条の2第4項第1号	(財) 医療機器センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
薬事に関する試験検査	薬事法第9条の2第1項、第16条、第27条 薬事法施行規則第11条第1項、第29条の3 薬局等構造設備規則第1条第1項、第5条の2、第5条の3、第6条、第6条の2、第8条、第12条、第12条の2、第13条 医薬品及び医薬部外品の製造管理及び品質管理規則第8条第1項、第17条 薬事法施行令第1条の二の二第1項第一号、第二号及び第四号に掲げる医薬品、医薬部外品、化粧品並びに医療用具の一品目の製造の工程が二以上の製造所にわたる場合の製造管理及び品質管理に関する省令第16条	(社) 日本薬業貿易協会 (社) 日本食品衛生協会 (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター (社) 日本油料検定協会 (財) 畜産生物科学安全研究所	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。

(別表5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

事務・事業（推薦等の制度）	「実施計画」の内容			措置状況
	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【厚生労働省】				
食品衛生管理者資格認定講習会	食品衛生法第19条の17第4項第4号	未指定	講習会の指定を登録に変更することも含め、食品の安全規制の在り方の見直しの中で、制度の在り方を検討する。	講習会の指定を登録に変更して実施する制度に移行するため、関係法令を改正済。
食鳥処理衛生管理者講習会	食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条第3項第4号	未指定	講習会の指定を登録に変更することも含め、食品の安全規制の在り方の見直しの中で、制度の在り方を検討する。	講習会の指定を登録に変更して実施する制度に移行するため、関係法令を改正済。
言語聴覚士国家試験受験資格の特例に係る指定講習会	言語聴覚士法附則第3条第1号	(財) 医療研修推進財団	平成14年度に廃止する。	平成14年度をもって当該制度を廃止。
精神保健指定医の研修	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第18条第1項第4号及び第19条第1項	(社) 全国自治体病院協議会 (社) 日本精神科病院協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
精神保健福祉士の受験資格の特例に係る講習会	精神保健福祉士法附則第2条第1号	(社) 全国自治体病院協議会 (社) 日本精神科病院協会	平成14年度に廃止する。	平成14年度をもって当該制度を廃止。
建築物環境衛生管理技術者講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第7条第1項第1号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
清掃作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第2号及び第30条第3号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
空気環境測定実施者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第26条第2号及び第30条第5号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
貯水槽清掃作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第4号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
防除作業監督者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第3号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
統括管理者講習・再講習	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第30条第2号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第25条第3号及び第30条第4号	(社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
貯水槽清掃作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第28条第5号	(社) 全国建築物飲料水管理協会 (社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
防除作業従事者研修	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第2項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第29条第5号	(社) 日本ベストコントロール協会 (社) 全国ビルメンテナンス協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
機器の較正	建築物における衛生的環境の確保に関する法律第4条第1項 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行令第2条第1号ハ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条第1項第1号	(財) ビル管理教育センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
水道水質検査	水道法第20条第3項	(財) 日本環境衛生センター (財) 食品薬品安全センター (財) 日本食品分析センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。

(別表5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

		「実施計画」の内容		措置状況
事務・事業（推薦等の制度）	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【厚生労働省】				
簡易専用水道の管理についての検査	水道法第34条の2第2項	(財) 日本環境衛生センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 化学物質評価研究機構		
		(財) ビル管理教育センター		
		(財) 日本文化用品安全試験所		
		(社) 日本食品衛生協会		
		(財) 食品薬品安全センター		
水道技術管理者講習会	水道法第19条 水道法施行規則第14条	(社) 日本水道協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
患者給食受託責任者資格認定講習	医療法第15条の2 医療法施行令第4条の7 医療法施行規則第9条の10	(社) 日本メディカル給食協会	必要資格としての位置付けを撤廃し、当該推薦を廃止する。	必要資格としての位置付けを撤廃し、当該推薦の廃止を実施するため、「資格認定講習制度」について、根拠となる省令の改正を行い当該制度を廃止した。（平成17年12月22日公布、平成18年4月1日施行）
【農林水産省】				
家畜登録機関の家畜登録規程に係る承認	家畜改良増進法第32条の2	(社) 日本ホルスタイン登録協会	登録機関において実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。 なお、(社) 日本綿羊協会は解散済（平成15年9月30日）。 ※(社) 日本種豚登録協会は(社) 日本養豚協会に名称変更（平成17年4月1日）。
		(社) 全国和牛登録協会		
		(社) 日本あか牛登録協会		
		(社) 日本短角種登録協会		
		(社) 日本種豚登録協会		
		(財) 日本軽種馬登録協会		
		(社) 日本馬事協会		
		(社) 日本綿羊協会		
【経済産業省】				
特定二次標準器による校正等	計量法第143条	(財) 日本軸受検査協会	平成17年度までに登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本品質保証機構		
		(財) 放射線計測協会		
		(社) 日本アイソトープ協会		
		(財) 日本海事協会		
		(社) 日本計量振興協会		
公害防止管理者資格認定講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第10.11条	(社) 産業環境管理協会	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。 当該資格制度の在り方については、平成15年度に開催した学識経験者・産業界の関係者などからなる公害防止管理者制度検討会における報告・提言に基づき、公害防止主任管理者の選任要件の緩和、資格区分の統合、試験科目・講習科目の共通化などを行い、関係法令を改正済。 なお、(社) 日本金属プレス工業協会は、指定講習機関ではなくなった。
		(社) 日本金属プレス工業協会		
		(社) 日本砕石協会		
特別特定製品の適合性検査の方法	消費生活用製品安全法第12条 経済産業省関係特別特定製品の技術上の基準等に関する省令第19条	(財) 日本品質保証機構	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本文化用品安全試験所		
特定電気用品の適合性検査の方法	電気用品安全法第9条 電気用品安全法施行規則第14条	(財) 電気安全環境研究所	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本品質保証機構		
		(社) 電線総合技術センター		
特定液化石油ガス器具等の適合性検査の方法	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第47条第1項 液化石油ガス器具等の技術上の基準等に関する省令第17条	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
		(財) 日本エルピーガス機器検査協会		

(別表5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

事務・事業（推薦等の制度）	「実施計画」の内容			措置状況
	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【経済産業省】				
特定ガス用品の適合性検査の方法	ガス事業法第39条の11 ガス用品の技術上の基準等に関する省令第17条	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
エネルギー管理研修の実施に関する事務	エネルギーの使用の合理化に関する法律第7条第1項、第8条第1項第2号 エネルギー管理士の試験及び免状の交付に関する規則第2条	(財) 省エネルギーセンター	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。当該資格制度の在り方については、平成17年度にエネルギーの使用の合理化に関する法律を改正する際に検討を行い、当該検討結果に基づきエネルギー管理者の選任数、選任基準の見直し及び資格区分の統合などを行うため関係法令を改正済。
揮発油販売等に義務づけられている揮発油・軽油・灯油の委託分析業務	揮発油の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項、第17条の3第2項、第17条の4第3項、第17条の8第1、2、3項、第17条の10第1、2、3項	(社) 全国石油協会 (財) 化学物質評価研究機構 (財) 新日本検定協会 (社) 日本海事検定協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済（平成16年度法令改正により追加となった重油の委託分析業務についても登録機関により実施）。
自家用電気工作物の保安監督業務	電気事業法第43条第1項 電気事業法施行規則第52条第2項	(財) 北海道電気保安協会 (財) 東北電気保安協会 (財) 関東電気保安協会 (財) 中部電気保安協会 (財) 北陸電気保安協会 (財) 関西電気保安協会 (財) 中国電気保安協会 (財) 四国電気保安協会 (財) 九州電気保安協会 (財) 沖縄電気保安協会	自家用電気工作物の保安監督業務の委託を受ける主体に対する指定の仕組みを廃止する。	自家用電気工作物の保安監督業務の委託を受ける仕組みを廃止し、一定の要件等を満たす法人の参入を可能とするため、関係法令を改正済。
一般用電気工作物の調査業務	電気事業法第57条の2第1項	(財) 北海道電気保安協会 (財) 東北電気保安協会 (財) 関東電気保安協会 (財) 中部電気保安協会 (財) 北陸電気保安協会 (財) 関西電気保安協会 (財) 中国電気保安協会 (財) 四国電気保安協会 (財) 九州電気保安協会 (財) 沖縄電気保安協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
特種電気工事資格者の認定（非常用予備発電装置工事資格者）	電気工事士法第4条の2第3項 電気工事士法施行規則第4条の2第1項 電気工事士法第4条の3に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令第3条	(社) 日本内燃力発電設備協会	登録機関により実施する。	登録機関により実施するという措置内容を見直し、公益法人が独自に行う資格証明書の交付を本資格の認定要件とする仕組みを廃止するため、関係法令を改正済。
特種電気工事資格者の認定（ネオン工事資格者）	電気工事士法第4条の2第3項 電気工事士法施行規則第4条の2第1項 電気工事士法第4条の3に規定する経済産業大臣が指定する者等を定める省令第3条	(社) 全日本ネオン協会	登録機関により実施する。	登録機関により実施するという措置内容を見直し、公益法人が独自に行う資格証明書の交付を本資格の認定要件とする仕組みを廃止するため、関係法令を改正済。
認定ガス工作物検査機関	ガス事業法第36条の2の2	(財) 日本ガス機器検査協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
中小企業診断士登録に係る実務補習、更新研修及び論文審査事業	中小企業支援法第11条第1項 中小企業診断士の登録及び試験に関する規則第1条及び第10条	(社) 中小企業診断協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
試験事業者の認定	工業標準化法第57条	(財) 化学技術戦略推進機構 (財) 化学物質評価研究機構 (財) 建材試験センター (財) 電気安全環境研究所 (財) 日本ガス機器検査協会 (財) 日本化学繊維検査協会 (財) 日本建築総合試験所 (財) 日本染色検査協会 (財) 日本繊維製品品質技術センター (財) 日本塗料検査協会 (財) 日本燃焼機器検査協会 (財) 日本品質保証機構 (財) 日本紡績検査協会 (財) 綿スフ織物検査協会 (財) 日本食品分析センター	平成17年度までに登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
【国土交通省】				
監理技術者講習	建設業法第27条の18第4項	(財) 全国建設研修センター (財) 建設業振興基金	監理技術者資格者証の交付の要件としての監理技術者講習に対する推薦を廃止する。	当該講習に対する推薦を廃止するため、関係法令を改正済。
2級施工管理技術研修	建設業法施行令第27条の7 同法施行規則第17条の2の3	(財) 全国建設研修センター (財) 建設業振興基金 (社) 日本建設機械化協会	2級施工管理技術者研修に対する推薦を廃止する。	平成14年度をもって当該研修に対する推薦を廃止した。
施工技術者試験	建設業法施行令第27条の7 同法施行規則第17条の2の3	(財) 全国建設研修センター (財) 建設業振興基金	技術検定試験との一本化を図り、施工技術者試験の推薦を廃止する。	実施計画に従い検討した結果、施工技術者試験の推薦を廃止し、技術検定試験との一本化を図るため、関係法令を改正済。
解体工事施工技術講習	建設リサイクル法第31条 解体工事業に係る登録等に関する省令第7条	(社) 全国解体工事業団体連合会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
解体工事施工技士試験	建設リサイクル法第31条 解体工事業に係る登録等に関する省令第7条	(社) 全国解体工事業団体連合会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。

(別表5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

事務・事業（推薦等の制度）	「実施計画」の内容			措置状況
	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【国土交通省】				
宅地擁壁製造工場評定事業	宅地造成等規制法施行規則第4条の2第1項	(社) 全国宅地擁壁技術協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
設計者認定講習	宅地造成等規制法施行規則第4条の3第1項	(社) 全国住宅地協会連合会 (社) 日本宅地開発協会	登録機関により実施する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。 なお、(社) 日本宅地開発協会は解散済（平成15年3月11日）。 ※(社) 全国住宅地協会連合会は(社) 全国住宅建設産業協会連合会に名称変更（H15.8.22）。
設計者資格講習	都市計画法施行規則第19条第1項第1号ト	(社) 全国住宅地協会連合会 (社) 日本宅地開発協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。 なお、(社) 日本宅地開発協会は解散済（平成15年3月11日）。 ※(社) 全国住宅地協会連合会は(社) 全国住宅建設産業協会連合会に名称変更（H15.8.22）。
宅地建物取引業法第16条第3項の規定に基づく指定講習	宅地建物取引業法第16条第3項	(財) 不動産流通近代化センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
宅地建物取引主任者資格登録に係る実務講習	宅地建物取引業法第18条第1項同法施行規則第13条の16第3項	(財) 不動産流通近代化センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
不動産特定共同事業の業務管理者としての能力の審査・証明事業	不動産特定共同事業法第17条第1項 同法施行規則第17条第1項第3号	(財) 不動産流通近代化センター (財) 日本ビルテック経営センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
旅程管理研修	旅行業法第12条の11 同法施行規則第37条	(社) 日本旅行業協会 (社) 全国旅行業協会 (社) 全国農協観光協会 (社) 日本添乗サービス協会	登録機関により実施する。 なお、旅行業務取扱主任者制度の在り方についての見直しに併せ、旅程管理研修の在り方につき国の推薦の廃止を含め見直す。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
特定地域に限定した通訳案内業に関する研修	外国人観光旅客の来訪地域の多様化の促進による国際観光の振興に関する法律第9条第1項第2号 同法施行規則第3条第4項	(社) 日本観光通訳協会 (財) 日本ホテル教育センター	外客誘致の重要性に鑑みつつ、地方における通訳案内業者の確保策を含めた制度全般について見直し、地域限定の通訳案内業免許交付の要件としての研修に対する国の推薦については廃止する方向で見直す。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
ダム管理技士試験	河川法施行規則第27条の2第1項第1号	(財) ダム水源地環境整備センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
ダム管理主任技術者研修	河川法施行規則第27条の2第1項第2号	(財) 全国建設研修センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
建築設備士試験	建築士法施行規則第17条の18第1項第1号イ	(財) 建築技術教育普及センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
建築設備士更新講習	建築士法施行規則第17条の18第1項第1号ロ	(財) 建築技術教育普及センター	建築設備士登録の要件としての更新講習に対する推薦を廃止する。	平成15年度をもって当該講習に対する推薦を廃止した。
建築設備士登録	建築士法施行規則第17条の19第1項	(社) 建築設備技術者協会	建築設備士更新講習の見直しに併せ、登録の更新制度を廃止する。	平成15年度をもって当該登録の更新制を廃止済。
特殊建築物等調査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第1項第2号	(財) 日本建築防災協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
昇降機検査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第4項第2号	(財) 日本建築設備・昇降機センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
建築設備検査資格者講習	建築基準法施行規則第4条の20第7項第2号	(財) 日本建築設備・昇降機センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
評価員登録	住宅の品質確保の促進等に関する法律第12条第2項 同法施行規則第15条第1項	(財) 住リリフォーム・紛争処理支援センター	平成17年度中に、評価員登録の更新制度を廃止する。	平成17年8月をもって評価員登録の更新制度を廃止し、平成18年2月をもって評価員登録制度を廃止した。
評価員講習	住宅の品質確保の促進等に関する法律第12条第2項 同法施行規則第15条第8項	(財) 日本建築センター (財) ベタリーピング	評価員登録の更新制度の見直しに併せ、平成17年度中に、更新講習に対する推薦を廃止する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
マンション管理士講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第41条第1項	未指定	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
管理業務主任者登録に係る実務講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第59条第1項 同法施行規則第69条	(社) 高層住宅管理業協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
管理業務主任者証の交付に係る講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第60条第2項、第61条第2項	(社) 高層住宅管理業協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
管理業務主任者資格認定講習	マンションの管理の適正化の推進に関する法律附則第4条第2項、第5条 同法施行規則附則第2条第3項	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者資格認定講習に対する推薦を廃止する。	平成14年4月30日までの経過措置だったため、現在は実施していない。
管理業務主任者移行講習会	マンションの管理の適正化の推進に関する法律附則第5条 同法施行規則附則第3条第2項	(社) 高層住宅管理業協会	管理業務主任者移行講習会に対する推薦を廃止する。	平成14年4月30日までの経過措置だったため、現在は実施していない。
鉄道設計技士試験	鉄道事業法第14条第1項	(財) 鉄道総合技術研究所	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
自動車検査用機械器具の校正	道路運送車両法第94条の3 指定自動車整備事業規則第12条	(社) 日本自動車機械工具協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
自動車整備技能認定試験	道路運送車両法第55条第3項 自動車整備士技能検定規則第6条第6項	(社) 日本自動車整備振興会連合会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。
外国自動車製作者による輸入自動車の新規検査の申請時の提出書面に係る排出ガス試験	道路運送車両法施行規則第36条第7項第3号	(財) 日本自動車輸送技術協会	登録機関により実施する。 なお、外国機関の検査証明書を活用する制度も同列のものとして併せて法令上に規定する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。なお、外国機関の検査証明書を活用する制度も同列のものとして併せて関係法令を改正済。
有害液体汚染防止管理者養成講習	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の4 施行規則第12条の2の6	(財) 日本船員福利雇用促進センター (財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (財) 関門海技協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施へ移行するため、関係法令を改正済。

(別表5) 制度・仕組みの一部として組み込まれた推薦等

事務・事業（推薦等の制度）	「実施計画」の内容			措置状況
	根拠法令・条項	関係公益法人の名称	措置内容	
【国土交通省】				
公害防止管理者資格認定講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第4条施行令第10条、第11条	(社) 日本船用工業会	登録機関により実施する。 なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。当該資格制度の在り方については、平成15年度に開催した学識経験者・産業界の関係者などからなる公害防止管理者制度検討会において、「今後7人の健康の保護及び生活環境の保全のため、事業者が最低限守るべきパフォーマンスレベルを達成するために必要な人的能力及び責任の所在の明示を担保するための措置は、当該資格で確実に担保していく必要がある。」との報告を得た。また、当該報告に基づき、公害防止主任管理者の選任要件の緩和、資格区分の統合、試験科目・講習科目の共通化などを行うため、関係法令を改正済。
主任技術者養成講習	小型船舶法第10条、第11条 小型船舶法施行規則第9条	(社) 日本中小型造船工業会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
免許講習	船舶職員法第4条第2項	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (社) 中国船舶職員養成協会 (財) 関門海技協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
更新講習	船舶職員法第7条の2第3項	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (社) 中国船舶職員養成協会 (財) 関門海技協会 (財) 日本海洋レジャー安全・振興協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
失効再交付講習	船舶職員法第7条の2第5項 同法施行規則第9条の7	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (社) 中国船舶職員養成協会 (財) 関門海技協会 (財) 日本海洋レジャー安全・振興協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
電子通信移行講習	船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律附則第3条	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (社) 中国船舶職員養成協会 (財) 関門海技協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
船舶職員養成施設（小型船舶操縦士）の課程	船舶職員法第13条の2第1項	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (社) 中国船舶職員養成協会 (財) 関門海技協会	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
船舶料理士試験	船舶料理士に関する省令第2条第1項第3号イ、第2項、第3項	(財) 日本海技協会	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
船舶料理士の養成講習	船舶料理士に関する省令第2条第1項第3号ハ、第4項、第5項	(財) 日本船舶職員養成協会	講習の推薦を廃止する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
安全担当者（引火性液体等）の講習	船員労働安全衛生規則第3条第2項、第3項、第4項	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (財) 関門海技協会 (財) 日本船員福利雇用促進センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
危険物等取扱責任者の講習	船員法第117条の3 船員法施行規則第77条の6、第9号表	(財) 日本船舶職員養成協会 (財) 尾道海技学院 (財) 関門海技協会 (財) 日本船員福利雇用促進センター	条約で義務付けられている国の責務の確保に留意しつつ、登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
経験又は技能を要する危険作業について指定した講習	船員労働安全衛生規則第28条第1項、第2項、第3項	(財) 尾道海技学院	登録機関により実施する。 なお、平成13年10月10日付で当該公益法人に対する指定は廃止済。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
衛生管理者に対する講習の実施	船員法第82条第2号 船舶に乗り組む医師及び衛生管理者の省令第1条第1項、第2項、第3項、第4項	(社) 外航船員医療事業団	登録機関により実施する。 なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	実施計画に従い、登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
測量士・測量士補の資格を得るための測量に関する専門教育	測量法第50条第3号、第51条第3号	(財) 全国建設研修センター	登録機関により実施する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。
【環境省】				
浄化槽の水質検査	浄化槽法第7条、第11条、第57条第1項	未指定	浄化槽法制定以来、指定機関の指定実績がないことを踏まえ、できるだけ早期に廃止する。	当該制度を廃止するため、関係法令を改正済。
排水における臭気指数に係る規制基準の設定方法等に関する講習	悪臭防止法第12条 悪臭防止法施行規則第20条の2第1項	(社) 臭気対策研究協会	未受講者の受講の前倒しを積極的に促すことによりできるだけ早期に廃止する。	平成17年度をもって未受講者がなくなったため、当該制度を廃止すべく関係法令の改正を早急に行う。 ※(社)臭気対策研究協会は(社)におい、かおり環境協会に名称変更(H15.4.1)。
公害防止管理者等講習	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第7条第1項 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令第10条、第11条	(社) 産業環境管理協会	登録機関により実施する。なお、当該資格制度の在り方については、規制改革推進3か年計画に基づく検討に併せて見直しを検討する。	登録機関による実施に移行するため、関係法令を改正済。 当該資格制度の在り方については、平成15年度に開催した学識経験者・産業界の関係者などからなる公害防止管理者制度検討会において、「今後7人の健康の保護及び生活環境の保全のため、事業者が最低限守るべきパフォーマンスレベルを達成するために必要な人的能力及び責任の所在の明示を担保するための措置は、当該資格で確実に担保していく必要がある。」との報告を得た。また、当該報告に基づき、公害防止主任管理者の選任要件の緩和、資格区分の統合、試験科目・講習科目の共通化などを行うため、関係法令を改正済。 なお、(社)日本金属プレス工業協会は、指定講習機関ではなくなった。
		(社) 日本金属プレス工業協会		
		(社) 日本砕石協会		
		(社) 日本船用工業会		

(注)「登録機関による実施」には、登録の対象が講習、課程等、機関以外の場合を含む。

(別表6) 第三者分配型補助金等

		「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
【防衛庁】					
施設周辺整備助成補助金	(財) 防衛施設周辺整備協会	国から直接交付	航空機騒音による障害が続く限り、テレビの受信障害に対する助成措置は必要であり、効率的な実施の観点から、NHKの協力を得て、自衛隊等の飛行場等周辺のNHK放送受信契約者へ国から直接交付する。	平成17年度	措置済
教育施設等騒音防止対策事業費補助金	(財) 防衛施設周辺整備協会	国から直接交付	防音工事を実施した小・中学校等に設置されている空調設備を移動させるための電気料金等を支払う地方公共団体等へ国から直接交付する。	平成16年度	措置済
施設周辺整備助成補助金	(財) 防衛施設周辺整備協会	国から直接交付	住宅防音工事を実施した生活保護世帯へ国から直接交付する。	平成16年度	措置済
【総務省】					
明るい選挙推進委託費	(財) 明るい選挙推進協会	その他(特段の理由がある場合)	広報活動が主となる当該事業の性格上広告代理店等に再委託する必要がある、全国規模の会員・ボランティアネットワークを有する当該法人に委託して実施することが最も効率的・効果的である。なお、テレビスポット広告については当該法人へ委託せず国が直接実施するとともに、平成14年度に委託事業全般について政策評価を行い、効果が認められないものについては廃止する。また、当該委託費に計上された事務費については、公益法人本来の性格に照らし、平成14年度から段階的に削減する。	—	措置済
電波巡へい対策事業費補助金	(社) 道路トンネル情報通信基盤整備協会	その他(特段の理由がある場合)	当該事業は、通信会社の出捐に国の補助を加えてトンネル・地下通路等にて無線通信を可能とする中継施設整備を行うものであり、多数の工事業者に発注する必要がある。このような事業の性格上、専門的ノウハウを有する当該法人の事業として実施することが最も効率的である。なお、適切な整備目標を設定することにより、当該事業のより効率的・効果的な実施に努める。	—	措置済 また、平成20年度末までに、1日あたりの平均交通量が概ね5,000台以上の直轄国道・高速道路及び一般有料道路における長さ500m以上のトンネルについて、整備率90%以上とする整備目標を新たに設定した。 ※(社)道路トンネル情報通信基盤整備協会は(社)移動通信基盤整備協会に名称変更(H17.1.17)。
【外務省】					
国際友好民間団体補助金(国際協会補助金)	(社) 国際協会	補助金等の廃止	再補助先の公益法人の状況を勘案しつつ補助金の削減を進めた上で、平成17年度までに当該補助金を廃止する。	平成17年度	措置済
政府開発援助国際友好民間団体補助金(国際協会補助金)	(社) 国際協会	補助金等の廃止	再補助先の公益法人の状況を勘案しつつ補助金の削減を進めた上で、平成17年度までに当該補助金を廃止する。	平成17年度	措置済
【文部科学省】					
民間社会教育活動振興費補助金	(財) 全日本社会教育連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度までに社会教育団体との調整を経た上で法人自らによる実施に移行すること等により再補助部分を廃止し、平成17年度に再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成16年度	措置済 (平成16年度末をもって補助金を廃止)
民間社会教育活動振興費補助金	(社) 中央青少年団体連絡協議会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度までに青少年団体との調整を経た上で法人自らによる実施に移行すること等により再補助部分を廃止し、平成16年度に再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成15年度	措置済
政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金	(財) 日本国際教育協会	独立行政法人による実施	平成14年度から、当該補助金の大部分を占める「授業料減免学校法人援助」について、国から直接交付することにより、当該法人への交付を大幅に削減する。その上で、 ①独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、特殊法人等整理合理化計画に基づき学生支援事業を総合的に行うために設置される独立行政法人へ移管する。移管する具体的な事業の範囲については、引き続き検討し、平成14年8月末までに結論を得る。併せて、国が直接実施している留学生支援事業のうち、当該独立行政法人に移管する	平成15年度	措置済 当該補助金の対象事業のうち、独立行政法人が行う事業として適切なものについては独立行政法人日本学生支援機構へ移管し、その他は本公益法人において行うが、平成15年度末をもって補助金は廃止。
私立学校施設高度化推進事業費補助金	(財) 私学研修福祉会	その他(特段の理由がある場合)	私立学校の施設の高度化・近代化を推進するための仕組みの一部であり、弾力的にその役割を果たすために、平成14年度に補助金の削減を行った上で、基本的に現状のスキームを維持する。	—	事業所要額等の見直しを行い、平成15年度においては、対前年度50万円減の589百万円の補助金を計上。平成16年度も同額を計上。

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
【厚生労働省】					
労働時間短縮促進援助事業等交付金	(社) 全国労働基準関係団体連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成17年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
労働保険加入促進業務委託費	(社) 全国労働保険事務組合連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成13年度は、当該奨励金の割合が50%未満となるよう契約の変更を行い、さらに平成14年度以降は、事業を効果的に進めるため、一層効率的な業務の促進を図るよう事業の見直しを行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
産業医学助成費補助金	(財) 産業医学振興財団	その他(特段の理由がある場合)	産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、当該法人を通じて補助を実施している経緯にかんがみ、現状維持とする。ただし、今後私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに国からの直接交付へ変更する。	—	—
児童育成事業費補助金	(財) こども未来財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	事業の一部廃止、国からの直接交付へ的一部切替え、補助金の削減を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
介護労働者雇用改善援助事業等交付金	(財) 介護労働安定センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	事業の一部廃止、補助金の削減を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
技能向上対策費補助金	(社) 全国技能士会連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成14年度は、技能アドバイザーへの謝金等の直接交付、ブロック単位での技能祭等の実施等による運用面の改善を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。なお、平成15年度以降は、現在の事業内容を抜本的に見直し一層効果的な事業を行う。	平成13年度	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(社) 国民健康保険中央会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	公費型補助金のため、採択手続において再補助の比率を把握し、50%以上の場合は採択しない。また限られた財源を一層有効に活用するため、事業の実施主体に民間企業の参入を認めるとともに、採択を行う選定評価委員会に外部有識者を加える。	平成13年度	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 医療経済研究・社会保険福祉協会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 長寿社会開発センター	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(社) 全国老人保健施設協会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 全国老人クラブ連合会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) テクノエイド協会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 健康・体力づくり事業財団	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 日本訪問看護振興財団	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(社) シルバーサービス振興会	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 厚生問題研究会	同上	同上	同上	措置済 ※(財)厚生問題研究会は(財)厚生労働問題研究会に名称変更(H15.7.25)。
老人保健事業推進費等補助金	(財) ハブリックヘルスリサーチセンター	同上	同上	同上	措置済
老人保健事業推進費等補助金	(財) 高齢者住宅財団	同上	同上	同上	措置済
保健事業等委託費(船内療養支援等)	(財) 船員保険会	国から直接交付	医師の派遣等を行っている主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
血液確保事業等補助金	(財) 友愛福祉財団	その他(特段の理由がある場合)	HM訴訟の裁判上の和解に基づき、当該法人が国及び関連企業からの拠出により行うこととされた事業である。このため、国自ら実施することができない事業である。	—	—
医薬品等健康被害対策事業費補助金	(財) 友愛福祉財団	その他(特段の理由がある場合)	HM訴訟原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議により創設された事業であり、当該法人の設立趣旨や事業の透明性確保の点からも現行の事業形態が適切である。	—	—
覚せい剤等撲滅啓発等委託費	(財) 麻薬・覚せい剤乱用防止センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	事業の一部を国が直接実施すること等により、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成17年度	措置済
医療情報システム開発普及等委託費	(財) 医療情報システム開発センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
都道府県老人クラブ連合会活動等推進事業費	(財) 全国老人クラブ連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	当該法人を経由せずに、都道府県・指定都市に交付する既存の補助金に統合する。	平成13年度	措置済
高齢者就業機会確保事業費等補助金(定着促進奨励)	(社) 全国シルバー人材センター事業協会	補助金等の廃止	—	平成17年度	措置済

(別表6) 第三者分型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	
【厚生労働省】				
高齢者就業機会確保事業費等補助金(ワークプラザ事業)	(社) 全国シルバー人材センター事業協会	その他(特段の理由がある場合)	地域ニーズを適切に把握し、ワークプラザの整備目標を設定した上で、目標を達成した時点で廃止する。なお、事業を継続する場合であっても、ワークプラザの設置基準の公開、利用実態の把握、民業圧迫を招かないための措置等運用面の改善を図る。	—
高齢者雇用確保事業等交付金	(財) 高齢者雇用開発協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の事業主等を対象に助成事業を実施する必要がある。専門的な知識・ノウハウをもとに相談援助業務等と一体となって当該公益法人の事業として実施することが効率的である。なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	—
中小企業福祉事業費等補助金	(財) 高齢者雇用開発協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	当該補助金のうち再補助に該当する部分を平成13年度限りで廃止することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	平成13年度
高齢者共同就業機会創出支援事業費	(財) 高齢者雇用開発協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の事業主等を対象に助成事業を実施する必要がある。専門的な知識・ノウハウをもとに相談援助業務等と一体となって当該公益法人の事業として実施することが効率的である。なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	—
キャリア交流プラザ事業	(財) 高齢者雇用開発協会	その他(特段の理由がある場合)	ハローワークとの連携等事業の性格上一つの実施機関において50%以上の事業を自ら実施することが不可能であり、専門的な知識・ノウハウを有する当該公益法人の事業として実施することが効率的である。なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。	—
高齢者が年齢に関わりなく働き続けることができる職場の創造に関する調査研究	(財) 高齢者雇用開発協会	補助金等の廃止	—	平成13年度
政府開発援助インドシナ難民等救済事業委託費	(財) アジア福祉教育財団	その他(特段の理由がある場合)	多数の者を対象に助成事業を実施する必要がある。当該公益法人の事業として実施することが効率的である。なお、インドシナ難民受入事業を平成17年度限りで廃止する方向で検討が行われているインドシナ難民対策連絡調整会議等における結論を受け、速やかに具体的措置を講じる。	—
通所介護事業助成費等補助金	(財) 全国精神障害者家族会連合会	その他(特段の理由がある場合)	多数の精神障害者小規模作業所の実態を把握している当該法人が当該補助金の交付先を選定することが適切なため、現行の方法が最も合理的である。なお、国としても助成に係る基準をより明確化する等運用面の改善を図る。	—
厚生科学研究費補助金(創薬等ヒューマンサイエンス総合研究事業)	(財) ヒューマンサイエンス振興財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	補助金を削減するとともに、当該法人自らが実施する研究事業の割合を増やすことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成16年度
船員雇用促進対策事業費補助金	(財) 日本船員福利雇用促進センター	その他(特段の理由がある場合)	多数の交付対象について効率的な審査・交付を行うには、職業紹介・技能訓練も併せて行っている当該法人による一体的な事業実施が適切であり、また当該事業は「船員の雇用の促進に関する特別措置法」に基づき、国が当該法人を指定して行うものであることから、現行の方法が最も合理的である。	—
【農林水産省】				
食品基幹物流高度化システム確立事業	(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃止	—	平成13年度
中心市街地食品小売業支援ソフト開発事業	(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃止	—	平成13年度
食品商業情報取引実践モデル事業	(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃止	—	平成13年度
食品販売業による地域食品利用促進事業	(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の廃止	—	平成14年度
食品鮮度保持流通低コスト化等推進事業費	(社) 農協流通研究所	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	マニュアルの取りまとめを当該法人が実施すること等により、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成14年度限りで廃止する。	平成13年度
海外食品物流効率化協力事業費	(社) 農協流通研究所	補助金等の廃止	—	平成13年度

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
【農林水産省】					
資源循環型食品産業モデル展開事業費	(財) 食品産業センター	補助金等の廃止	食品リサイクル関連の類似のモデル事業との統合により平成13年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
食品供給構造変化対策事業費	(財) 食品産業センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
食品産業再生・新事業創出技術開発事業費	(財) 食品産業センター	国から直接交付	技術開発を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
食品中の微量物質制御等安全性確保技術開発事業費	(財) 食品産業センター	国から直接交付	技術開発を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
食品製造工程機器管理システム開発事業	(財) 食品産業センター	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	最終年度の総括のため第三者に分配していた事業がなくなるにより再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成14年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
豆類食品利用拡大普及事業費	(財) 食品産業センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	国産大豆使用豆腐等の試作品作成等の事業を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成13年度	措置済 (平成14年度限りで廃止。)
フードシステム連携強化・循環推進技術確立事業費	(社) 食品供給研究センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
健康増進機能性食品素材の高度加工・利用技術の開発事業費	(社) 食品供給研究センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
食品容器包装リサイクル高度化技術の開発事業	(社) 日本食品科学工学会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
容器包装廃棄物リサイクルシステム推進調査費	(財) 日本容器包装リサイクル協会	国から直接交付	「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく再商品化義務を負う事業者等に関するデータベース化を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
外食産業廃棄物循環システム支援事業	(財) 外食産業総合調査研究センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
国産食料利用増進推進事業	(財) 外食産業総合調査研究センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
穀物売買業務調査委託費	(社) 国際農業交流・食糧支援基金	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済 ※(社)国際農業交流・食糧支援基金は(社)国際農林業協力・交流協会に名称変更(H16.4.1)。
農林水産情報・施策啓発推進費	(社) 国際農業交流・食糧支援基金	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済 ※(社)国際農業交流・食糧支援基金は(社)国際農林業協力・交流協会に名称変更(H16.4.1)。
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業費(新資材利用園芸栽培実用化技術の開発)	(社) 日本施設園芸協会	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済 (平成14年度に前倒し。)
農業生産振興民間団体事業推進費補助金	(財) 日本特産農産物協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	地域特産物の生産合理化等のための協議会開催、実態調査等を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成13年度	措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業費(遺伝情報を活用した効率的品種育成システム開発)	(社) 日本種苗協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
畜産技術衛生対策推進事業費	(社) 中央畜産会	国から直接交付	システム開発事業等の実施主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
畜産物流通対策推進事業費(生乳製品流通対策事業)	(社) 中央畜産会	国から直接交付	調査・普及啓発事業等の実施主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
畜産物流通対策推進事業費(食肉等流通体制整備事業)	(社) 中央畜産会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
畜産振興総合対策推進事業費(民間団体分)(自給飼料増産総合・流通飼料対策事業)	(社) 中央畜産会	国から直接交付	普及啓発事業等の実施主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
畜産振興総合対策推進事業費(民間団体分)(畜産技術衛生対策推進事業費(家畜改良増殖対策事業))	(社) 中央畜産会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
畜産振興総合対策推進事業費(民間団体分)(食肉等流通体制整備事業)	(社) 中央畜産会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	国産食肉高品質化推進指導を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成16年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
農山漁村振興緊急対策費補助金	(財) 農林水産長期金融協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の農業経営基盤強化資金の借入者である認定農業者に対する利子助成であるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。なお、臨時緊急的な支援の必要性から貸付金利そのものの措置でない方法によっている趣旨にかんがみ、その効果を踏まえた事業継続の必要性について毎年度厳格に検証する。	—	—
農山漁村振興基金造成費補助金	(財) 農林水産長期金融協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の認定農業者育成確保資金の借入者である認定農業者に対する利子助成であるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。なお、臨時緊急的な支援の必要性から貸付金利そのものの措置でない方法によっている趣旨にかんがみ、その効果を踏まえた事業継続の必要性について毎年度厳格に検証する。	—	—

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	
【農林水産省】				
農業共済情報処理システム基本ソフト改訂委託費	(社) 全国農業共済協会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	配布用仕様書の作成を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成14年度限りで廃止する。	平成13年度 措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(昆虫機能・素材の高度利用技術の開発)	(社) 農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	—	平成14年度 措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(環境保全型農業のための先進計測技術の開発)	(社) 農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	—	平成15年度 措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(水と緑のやすらぎ生活空間創造技術の開発)	(社) 農林水産技術情報協会	補助金等の廃止	—	平成16年度 措置済
農林水産新産業技術開発事業	(社) 農林水産先端技術産業振興センター	国から直接交付	技術開発を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度 措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(微生物学的利用システム技術の開発)	(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度 措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(次世代バイオリアクターシステム技術の開発)	(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度 措置済
農林水産業・食品産業等先端産業技術開発事業(高機能バイオセンサーを活用した新食品製造技術の開発)	(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の廃止	—	平成14年度 措置済
稲作経営安定資金運営円滑化対策費	(社) 全国米穀改良協会	国から直接交付	販売調整事業等を実施する自主流通法人へ国から直接交付する。	平成13年度 措置済
地域米消費拡大対策事業費交付金	(財) 全国米穀協会	国から直接交付	啓発事業を実施する生産者団体へ国から直接交付する。	平成13年度 措置済
米穀販売流通合理化推進事業	(財) 全国米穀協会	補助金等の廃止	—	平成14年度 措置済
米穀販売流通合理化推進事業	(社) 日本米穀小売振興会	補助金等の廃止	—	平成14年度 措置済
水産物消費改善推進事業費	(社) 大日本水産会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	移動ふれあい交流事業及びアンケート調査を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成14年度 措置済
漁獲可能量管理緊急高度化普及事業	(社) 大日本水産会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	漁獲報告改善策の検討及び指導を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成13年度 措置済 (平成14年度から「漁獲可能量管理緊急高度化普及事業」は「漁獲可能量管理高度化普及事業」、平成15年度から「資源管理体制・機能強化総合対策事業」へ名称変更。)
基幹漁業緊急再編推進事業費補助金	(社) 大日本水産会	その他(特段の理由がある場合)	多様な漁期の下、会計年度をまたがって減船のプロセスが進められるという事業対象の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	— (平成14年度から「資源回復推進等再編整備事業」、平成16年度から「資源回復等推進支援事業」に見直し、平成17年度から基金化。)
調整保管事業資金造成費補助金	(財) 魚価安定基金	その他(特段の理由がある場合)	多様な魚種につき会計年度をまたがって買取り、保管等を行う必要があるという事業の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	—
水産物新供給システム開発事業資金造成補助金	(財) 魚価安定基金	補助金等の廃止	—	平成13年度 措置済
まき網漁法の合理化システムの開発	(社) 全国まき網漁業協会	補助金等の廃止	—	平成13年度 措置済
生物活用型漁場環境改善調査事業	(社) マリノフォーラム21	再補助、再委託の割合を50%未満とする	貝殻等を活用した沿岸漁場の水質・底質等の改善効果調査を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成13年度 措置済 (平成14年度限りで廃止)
赤潮・貝毒被害防止対策事業	(社) マリノフォーラム21	再補助、再委託の割合を50%未満とする	赤潮除去技術開発に係る実験等の一部を当該法人が実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成13年度 措置済 (平成16年度より赤潮等被害防止対策事業と事業名変更)
持続的養殖推進対策フォローアップ事業	(社) マリノフォーラム21	補助金等の廃止	—	平成13年度 措置済
油汚染漁業影響情報図等作成調査費	(財) 漁場油濁被害救済基金	補助金等の廃止	—	平成13年度 措置済
ダイオキシン類等漁業影響調査	(財) 海洋生物環境研究所	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成14年度に一旦終了するミレニアムプロジェクトの結果を踏まえて事業内容の見直しを実施し、国からの直接交付に変更して支障のないものについては当該事業を行う主体へ国から直接交付することにより、再補助、再委託の割合を50%未満とする。	平成14年度 措置済 (平成14年度限りで廃止。)
新漁業管理制度実施モデル化事業費	(社) 日本水産資源保護協会	補助金等の廃止	—	平成13年度 措置済
磯焼け診断指針作成事業費	(社) 全国沿岸漁業振興開発協会	補助金等の廃止	—	平成13年度 措置済 ※(社)全国沿岸漁業振興開発協会は(社)全国豊かな海づくり推進協会に名称変更(H15.10.01)。
大豆備蓄対策費補助金	(社) 大豆供給安定協会	国から直接交付	大豆の保管を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度 措置済
木材産産体質強化事業費補助金	(財) 日本木材総合情報センター	国から直接交付	利子助成の申請受付・交付を行う主体へ国から直接交付する。	平成13年度 措置済
木材供給安定対策事業費等補助金(木材供給高度化設備リース促進事業関係)	(財) 日本木材総合情報センター	国から直接交付	木材産産体質強化対策事業(利子助成事業)と事業内容や執行上のノウハウ等共通する点が多いことから、両事業を一体的に実施するため、当該事業と同一の事務主体へ国から直接交付する。	平成13年度 措置済

資料 20

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容				措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期	
【農林水産省】					
果実等生産出荷安定基金造成費補助金	(財) 中央果実生産出荷安定基金協会	その他(特段の理由がある場合)	会計年度をまたがって価格安定のためのプロセスが進められるという事業対象の特殊性にかんがみ、現在の事業方式を維持する。	—	—
鶏卵価格安定対策費補助金	(社) 全国鶏卵価格安定基金	その他(特段の理由がある場合)	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	—	—
鶏卵価格安定対策費補助金	(社) 全日本卵価安定基金	その他(特段の理由がある場合)	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	—	—
配合飼料価格安定対策事業費補助金	(社) 配合飼料供給安定機構	その他(特段の理由がある場合)	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する。	—	—
飼料穀物備蓄対策費補助金	(社) 配合飼料供給安定機構	国から直接交付	備蓄穀物の保管を行う主体へ国から直接交付する。	平成15年度	措置済
【経済産業省】					
起業家交流促進事業	(財) ハンチャー・エンタープライズセンター	国から直接交付	起業家精神を有する人材を育成するため、学校に対してハンチャー企業経営者の派遣等を行っている主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 中部科学技術センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 南西地域産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 北海道地域総合振興機構	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(社) 東北ニュービジネス協議会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 関西生産性本部	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(社) 中国地域ニュービジネス協議会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 四国産業・技術振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
産学連携人材育成支援事業費補助事業	(財) 九州産業技術センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
海外協力センター事業費補助金	(社) 日・タイ経済協力協会	その他(特段の理由がある場合)	タイへの技術協力の観点で極めて重要であるとともに、国からの補助金と民間資金が一体化されて助成事業が実施されていること、また、再補助先が外国法人であることから、現状のスキームを維持する。なお、当該法人内に設置した諮問委員会における見直しの方針を踏まえ、平成14年度に日・タイ経済協力協会-タイ経済技術振興協会(再補助先現地法人)協力事業の評価を実施した後、平成15年度に当該評価に基づく事業方針の作成を行い、その中で日・タイ経済協力協会が国内で実施する協力事業についての見直しを行う。	—	平成14年度に実施した日・タイ経済協力協会-タイ経済技術振興協会(TPA)(再補助先現地法人)協力事業の評価結果により、中小企業育成と情報技術推進への協力を重点事業と位置付け、平成15年度から「アセアン産業構造高度化事業費補助金」とした。また、本補助金は、評価見直しに加え補助率の引下げを実施した。(平成14年度に海外協力センター事業費補助金は終了。)
発電用新型炉フルトニウム等利用方策開発調査	(財) 産業創造研究所	再補助、再委託の割合を50%未満とする	調査を行う主体へ国からの直接交付を一部行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成16年度	措置済
放射性廃棄物地層処分事業化調査	(財) 産業創造研究所	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
工業標準化推進原案作成等調査委託	(財) 日本規格協会	その他(特段の理由がある場合)	国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているという経緯及び当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現在の方法が最も効率的であるため、現状のスキームを維持する。	—	措置済(平成17年で当該事業終了)
国際規格適正化調査	(財) 日本規格協会	その他(特段の理由がある場合)	国の関連部局における政策立案部門の強化と実施部門の縮小に伴い当該法人への委託を行っているという経緯及び当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現在の方法が最も効率的であるため、現状のスキームを維持する。	—	措置済。ただし、海外の標準化機関・産業界における規格策定向調査等を当該法人が自ら行うことにより、再補助・再委託の割合を50%未満に引き下げた。
国際規格共同開発調査	(財) 日本規格協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	海外の標準化機関・産業界における規格策定向調査等を当該法人が自ら行うことにより、再補助・再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
新発電システム等調査研究	(財) 日本規格協会	国から直接交付	個別産業分野や品目の規格開発についての専門的知見を有する主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
軽水炉プラント標準化調査	(財) 日本規格協会	国から直接交付	軽水炉プラントの標準化についての専門的知見を有する主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
エネルギー使用合理化システム標準化調査	(財) 日本規格協会	国から直接交付	エネルギー使用合理化システムの標準化についての専門的知見を有する主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
環境フロンストップサービス事業	(財) クリーンジャパンセンター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
廃棄物等用途開発・拡大のための調査検討	(財) クリーンジャパンセンター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	当該事業は平成14年度に提案公募型とし、公益法人については再委託の比率を50%未満とすることを委託契約の条件とする。	平成13年度	措置済
省資源・再資源化事業費補助金	(財) クリーンジャパンセンター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
ソーラーシステム性能評価試験等(石炭利用設備等排出微量有害物質等実態調査)	(社) 産業環境管理協会	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
海洋石油開発環境影響調査委託費(海洋石油開発における環境・安全教育プログラムに関する調査)	(財) エンジニアリング振興協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
【経済産業省】					
海洋石油開発環境影響調査委託費（海底石油生産装置適用化技術に関する調査）	(財) エンジニアリング振興協会	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
運輸用エネルギー使用合理化先端材料開発	(財) 次世代金属・複合材料研究開発協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
電子・電機製品の部品等の再利用技術開発委託金	(財) 製造科学技術センター	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
平成12年度高度技術集約型産業等研究開発調査（ITSの規格化事業）	(財) 自動車走行電子技術協会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	特殊なノウハウを要する試験研究等以外のものについては当該法人が自ら実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満（平成13年度）とした上で平成17年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済 （当該法人は平成15年6月解散）
航空機開発助成事業交付金	(財) 航空機国際共同開発促進基金	その他（特段の理由がある場合）	国からの交付金と事業者からの収益納付金とを一体的に活用している効率的な制度であることから、現状のスキームを維持する。	—	—
次世代航空機等開発調査委託費（超音速輸送機開発調査）	(社) 日本航空宇宙工業会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
情報化推進基盤整備委託費（オンライン制度的課題への対応）	(財) ニューメディア開発協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	再委託部分を国から直接交付することにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
情報化推進基盤整備委託費（地域情報の再活性化及び先進的情報システムのための調査）	(財) ニューメディア開発協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
情報化推進基盤整備委託費（地域情報システム間の相互接続・ネットワーク化推進事業）	(財) ニューメディア開発協会	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
電源立地推進調整等委託費	(財) ニューメディア開発協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	再委託部分を国から直接交付することにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
情報化推進基盤整備委託費（G・XMLプラットフォーム構築事業）	(財) データベース振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	再委託部分を当該公益法人自ら実施することにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済 （平成13年度で当該事業は終了）
情報化推進基盤整備委託費（地理情報システム標準化等推進事業）	(財) データベース振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	再委託部分を当該公益法人自ら実施することにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済 （平成12年度で当該事業は終了）
情報セキュリティ対策推進事業費補助金	(社) 電子情報技術産業協会	補助金等の廃止	—	平成16年度	措置済
保健医療情報流通基盤整備事業	(財) 医療情報システム開発センター	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
電源立地推進等調整事業（マルチメディア広報事業）	(財) デジタルコンテンツ協会（旧新映像産業推進センター）	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油情報普及啓発事業（映像ソフト制作及びキャラバン等事業）	(財) デジタルコンテンツ協会（旧新映像産業推進センター）	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
電源立地推進等調整事業（高レベル放射性廃棄物広報）	(財) デジタルコンテンツ協会（旧新映像産業推進センター）	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成14、15年度に開発を予定しているシステムの必要性については、既に開発したシステムを使用した広報活動の成果を見極めて判断するため、平成14年度からの開発は中止する。なお、開発を中止することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成15年度	措置済
中小企業流通業務施設等ソフトインフラ整備事業補助金	(財) 流通システム開発センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	商品情報収集に係る委託部分を廃止して当該法人が自ら情報収集することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
日本国際博覧会事業費補助金	(財) 2005年日本国際博覧会協会	補助金等の廃止	—	平成17年度	措置済 （平成17年度で当該事業は終了）
原子力発電施設等安全性実証解析（安全性実証解析手法調査）	(財) エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
高速増殖炉利用システム開発調査	(財) エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	—	平成16年度	措置済
実用発電用原子炉廃炉技術調査	(財) エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
戦略的電力技術開発調査委託費	(財) エネルギー総合工学研究所	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
平成12年度新エネルギー等導入促進基礎調査（民生部門エネルギー消費実態調査）	(財) 日本エネルギー経済研究所	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
住宅用太陽光発電導入基盤整備事業	(財) 新エネルギー財団	補助金の廃止を含めて見直しを行う	2010年度の新エネルギー導入目標の達成のためには、太陽光発電の市場自立化が必要であり、住宅用太陽光発電コストの低下状況を見極めつつ、補助金の廃止を含めて見直しを行う。	平成14年度	措置済 （平成17年度で当該事業は終了）
地域エネルギー開発利用発電事業促進対策費補助金（水力）	(財) 新エネルギー財団	その他（特段の理由がある場合）	新エネ促進・CO2排出量削減の推進という観点から中小水力発電の普及は重要である。なお、当該事業に要する資金は基金方式により弾力的に調達しており、当該法人以外の主体による実施は困難である。また、新規に補助対象事業が採択されないという点も考慮し、現状の体制により事業を継続することとする。	—	—

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
【経済産業省】					
中小水力開発促進指導事業費補助金	(財) 新エネルギー財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	基礎的事項の調査や報告書作成等の業務を当該法人が自ら実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
中小水力標準化モデルプラント設計調査	(財) 新エネルギー財団	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
中小水力開発促進指導事業基礎調査	(財) 新エネルギー財団	再補助、再委託の割合を50%未満とする	測量、地質調査等の専門的な機材や人材が必要な業務以外を当該法人が自ら実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
地熱発電所地域原熱水供給システム実証調査	(財) 新エネルギー財団	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
新型負荷平準化電源技術開発調査等委託費	(財) 新エネルギー財団	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
地下揚水発電技術調査委託費	(財) 新エネルギー財団	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油産業技術開発基盤等整備事業費補助金(技術開発波及効果分析調査事業)	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油産業技術開発基盤等整備事業費補助金(石油産業多様化・多角化ネットワーク構築)	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(高効率エネルギーシステム適用モデル調査事業)	(財) 石油産業活性化センター	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	高効率エネルギーシステムに係るモデル調査等を法人自ら実施することにより、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成16年度限りで廃止する。	平成13年度	措置済
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(先進型石油エネルギー利用システム導入事業)	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成16年度	措置済
石油エネルギー高効率利用促進事業費補助金(石油ヒートポンプシステム導入補助事業)	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
石油精製合理化対策事業費補助金(石油需給構造変化対応設備高度化等事業)	(財) 石油産業活性化センター	国から直接交付	軽油脱硫設備高度化促進事業費補助金との統合により合理化を行った上で、利子補給を受ける主体へ国から直接交付する。	平成16年度	措置済
石油精製合理化対策事業費補助金(石油精製合理化基盤調査事業)	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油精製設備廃棄円滑化事業費補助金	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
産油国石油精製技術等対策事業費(産油国連携強化事業)	(財) 石油産業活性化センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	調査、コンサルタント事業等を当該法人が自ら行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
軽油脱硫設備高度化促進事業費補助金	(財) 石油産業活性化センター	国から直接交付	石油精製合理化対策事業費補助金(石油需給構造変化対応設備高度化等事業)との統合により合理化を行った上で、利子補給を受ける主体へ国から直接交付する。	平成16年度	措置済
石油精製・利用高度化技術開発費等補助金(高効率石油エネルギーシステム普及事業)	(財) 石油産業活性化センター	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(構造改善促進利子補給事業)	(社) 全国石油協会	その他(特段の理由がある場合)	当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現状の実施体制が最も効率的であることから、現状のスキームを維持する。ただし、中小企業者等に対する特別措置については平成14年度限りで廃止する。	—	中小企業者等に対する特別措置については、新規分を平成14年度限りで廃止した。
石油製品販売業構造改善対策事業費補助金(特定石油製品販売施設設置防止等事業)	(社) 全国石油協会	その他(特段の理由がある場合)	当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現状の実施体制が最も効率的であることから、現状のスキームを維持する。ただし、平成14年度において廃止を含めた抜本的な見直しを行う。	—	平成14年度までの実績に係る利子補給事業を残し、他の事業については、平成14年度限りで廃止した。
軽油流通適正化事業費補助金	(社) 全国石油協会	国から直接交付	識別剤の添加を行う事業者へ国から直接交付する。	平成16年度	措置済
石油ガス利用・供給機器技術開発委託費	(財) エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
石油ガス利用・供給設備導入促進対策事業費補助金	(財) エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成15年度	措置済
石油ガス利用・供給設備導入促進対策事業費補助金	(財) エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金	(財) エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成13年度	措置済
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金	(財) エルピーガス振興センター	補助金等の廃止	—	平成16年度	措置済
災害対応型給油所普及事業費等補助金(災害対応型給油所広報事業)	(財) エコ・ステーション推進協会	国から直接交付	災害対応型給油所広報に係るポスター制作等を実施する主体へ国から直接交付する。	平成13年度	措置済
石油ガス流通合理化対策事業費補助金(低公害石油ガス自動車普及基盤整備事業)	(財) エコ・ステーション推進協会	補助金等の廃止	—	平成14年度	措置済

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	
【経済産業省】				
石炭生産・利用技術振興費補助金(石炭利用技術のうち、実用化技術開発)	(財) 石炭利用総合センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	石炭利用技術の開発に係るプラント設計等を当該法人が行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済 (当該法人は平成17年3月31日解散。)
燃料電池用燃料ガス高度精製技術開発費補助金	(財) 石炭利用総合センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	燃料電池に係る技術動向調査等を実施する主体へ国から直接交付を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済 (当該法人は平成17年3月31日解散。)
海洋石油開発技術等調査委託費	(社) 日本海洋開発産業協会	再補助、再委託の割合を50%未満とした上で廃止	海洋構造物に及ぼす水荷重に関する研究の終了等により、再補助、再委託の割合を50%未満(平成13年度)とした上で平成17年度限りで廃止する。	措置済 (達成後、平成16年3月解散済。)
民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金(天然ガス高効率利用促進事業)	(財) 天然ガス導入促進センター	補助金等の廃止	—	措置済
電源過疎地域等企業立地促進事業費補助金(B補助金)	(財) 電源地域振興センター	その他(特段の理由がある場合)	当該事業に必要な事務量等にかんがみれば、現状の実施体制が最も効率的であることから、現状のスキームを維持する。ただし、平成17年度に他の事業との統合も含めた抜本的見直しを行う。	平成17年度において見直しを行い、本事業の必要性を鑑み、事業は継続するが、実施体制については国が直接立地企業へ交付するものに変更する。
原子力発電施設等周辺地域大規模工業基地企業立地促進事業費補助金(B'補助金)	(財) 電源地域振興センター	国から直接交付	「むつ小川原地区」に立地する企業へ国から直接交付する。	措置済
原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金(F補助金)	(財) 電源地域振興センター	補助金等の廃止	当該事業の交付先を平成14年度から地方公共団体(都道府県)に変更する。	措置済
電源地域産業育成支援補助金	(財) 電源地域振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	当該法人で実施すべき「ふるさとしまん市」「研修事業」を除いて、地方自治体が実施する地方事業との整理・統合を図ること等により、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済
電源立地推進調整(電源地域振興指導事業)	(財) 電源地域振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	事業費の削減、電源立地推進調整等(企業導入促進対策調査(企業導入促進対策調査及びデータベース事業)との整理・統合等を行うとともに、それ以外のものについては法人自らによる実施等に移行することにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済
電源立地推進調整等事業(個別地点広報(エネルギープラザ等))	(財) 電源地域振興センター	再補助、再委託の割合を50%未満とする	定期刊行物の制作等を実施する主体へ国から直接交付を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済
電源立地推進調整等(企業導入促進対策調査(企業導入促進対策調査及びデータベース事業))	(財) 電源地域振興センター	補助金等の廃止	電源立地推進調整(電源地域振興指導事業)との統合により合理化を行った上で廃止する。	措置済
石油ガス流通合理化対策補助事業(石油ガス流通改善事業に係るもの)	(社) 日本エルピーガス連合会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	消費者相談事業を実施している各都道府県LPガス協会へ国から直接交付を行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済
中小水力標準化モデルプラント設計調査(中小水力発電設備管理保守技術システムの開発)	(社) 水門鉄管協会	補助金等の廃止	—	措置済
水力発電所立地環境調査	(社) 電力土木技術協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	地質調査、環境調査等の解析及び予測評価の一部を当該法人が行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済
高度運転監視技術開発調査	(財) 発電設備技術検査協会	補助金等の廃止	—	措置済
発電用原子炉炉止措置工事環境影響評価技術調査(海外調査)	(財) 発電設備技術検査協会	補助金等の廃止	—	措置済
経営安定関連保証対策費補助金	(社) 全国信用保証協会連合会	その他(特段の理由がある場合)	中小企業者に対する資金供給の円滑化のための仕組みの一部であり、基金方式により弾力的にその役割を果たすために、現状のスキームを維持する。	—
【国土交通省】				
交通安全対策費補助金・自動車事故対策費補助金	(社) 全国ダンフカー協会	再補助、再委託の割合を50%未満とする	大幅な削減を図るとともに、事業(啓発ポスター作成等)をすべて当該法人が行うことにより、再補助、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済 (当該法人は平成16年3月31日解散。)
自動車事故対策費補助金	(社) 全国ダンフカー協会	補助金等の廃止	整理統合の上、交通安全対策費補助金・自動車事故対策費補助金と一体化する。	措置済 (当該法人は平成16年3月31日解散。)
公営住宅等関連事業推進事業(中小住宅生産者における住宅性能表示制度の円滑な導入を促進するための事業)	(財) 日本住宅・木材技術センター	補助金等の廃止	—	措置済
自動車事故対策費補助金	(財) 交通遺児育成基金	その他(特段の理由がある場合)	国からの補助金と民間の資金を一体化して当該事業を実施しているため、現在の事業方式を維持する必要がある。	—
【環境省】				
土壌汚染等対策事業推進費補助金	(財) 日本環境協会	その他(特段の理由がある場合)	当該補助金は、市街地の土壌・地下水汚染対策を行う事業者等に対する財政支援を目的とする基金であり、複数年にわたる継続的な投資を必要とする土壌・地下水汚染対策に効率的に対応するためには、現行の方法が適切である。	—
産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金	(財) 産業廃棄物処理事業振興財団	その他(特段の理由がある場合)	産業界の出捐に国の補助が加わり基金が造成されているものであり、また、あらかじめ基金という形で資金を確保することにより都道府県等が行う原状回復の代執行の際の財政面での不安を軽減するとともに個別案件への機動的な対応を容易にする必要があることから、現行の方法が適切である。	—

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	関係公益法人の名称	新規に「第三者分配型補助金等」となった理由			
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
(平成14年度新規発生事項)					
【経済産業省】					
革新的実用原子力技術開発費補助金	(財) エネルギー総合工学研究所	本事業は、原子力発電及び核燃料サイクルの安全性・経済性を向上させるための技術開発について補助を提案公募形式で行う事業である。応募されたテーマの審査・採択については、原子力技術に対する高度の専門性を有する当法人において実施し、当法人から選定されたプロジェクト実施者に対して資金を配分を行うスキームであったため、第三者分配型に該当することとなった。			措置済
		国から直接交付	平成15年度新規採択テーマより、国から直接交付。平成14年度までに採択したテーマに関しては、引き続き(財)エネルギー総合工学研究所に対して補助を行い、各テーマの研究終了時期に合わせて、平成17年度までに順次終了する。	平成17年度	
(平成15年度新規発生事項)					
【厚生労働省】					
育児休業労働者等支援交付金	(財) 21世紀職業財団	平成13年の育児・介護休業法の改正により、子の看護休暇制度及び3歳から小学校就学の始期までの子の養育のための勤務時間の短縮等の措置の導入が事業主の努力義務とされた。仕事と家庭の両立を促進する観点からも、これらの制度、措置が事業所で広く導入されることが重要であり、そのため交付金の中に、平成14年度から、「看護休暇制度導入奨励金」及び「育児両立支援奨励金」を創設したところ、平成14年度決算において助成金の比重が大きくなったところである。			—
		その他(特段の理由がある場合)	助成事業規模等については早期に見直しを検討する。	—	
【経済産業省】					
石油製品販売業者構造改善対策事業費補助金(石油販売業者経営高度化調査・実現化事業)	(社) 全国石油協会	本事業は、石油製品販売業者にとって新規性の高い経営手法・販売手法の展開を図るための実証実験等の事業であるが、国の政策目的に合致した適正な審査を適切かつ効率的に実施するためには、中立性を有するとともに、石油製品販売業者の構造改善政策趣旨を十分に理解していることに加えて、石油製品販売業者の実状を熟知し、石油製品販売業者に精通した機関である当法人を実施主体としたため。			—
		その他(特段の理由がある場合)	透明化・合理化ルールを厳格に適用する。	—	
【環境省】					
土壌環境保全総合対策推進費補助金	(財) 日本環境協会	本事業は、都道府県等を通じて負担能力の低い土地所有者等が行う土壌汚染対策に係る措置に対して助成を行うものである。この助成は、当該補助金と産業界の出せん金により造成された基金により行うため第三者分配型に該当することとなった。			—
		その他(特段の理由がある場合)	土壌汚染対策の措置に要する費用は、年度毎に変動があることから、これに機動的、弾力的に対応し、また、負担能力の低い土地所有者等が当該措置を行う費用の財政面での不安を軽減するためには、現行の方法が適切である。	—	
(平成16年度新規発生事項)					
【総務省】					
特定周波数対策交付金	(社) 電波産業会	(特定周波数変更対策業務) 地上アナログ放送をデジタル化するために必要となる特定周波数変更対策業務について、電波法に基づき当該法人に業務移管したため、第三者分配型に該当することとなった。			—
		その他(特段の理由がある場合)	当該業務終了時に当該交付金を廃止する。	—	
【経済産業省】					
アセアン産業構造高度化事業費補助金	(社) 日・タイ経済協力協会	従来から実施していた「海外協力センター事業費補助金」について、重点項目の見直し及び補助率の引き下げを行い、補助金名を「アセアン産業構造高度化事業費補助金」としたため。			—
		その他(特段の理由がある場合)	本補助事業は、タイへの技術協力の観点で極めて重要。本補助金の補助先である(社)日・タイ経済協力協会及び再委託先である泰日経済技術振興協会(タイ国法人)は、設立以来、タイへの経済協力の推進に関する事業を行っており、豊富な経験、専門的知見を有する団体であることから、現状のスキームを維持する。なお、本補助事業は、国からの補助金と民間資金が一体化されて事業が実施され、また、再委託先は外国法人である。	—	
高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)導入支援事業	(財) ヒートポンプ・蓄熱センター	平成15年度から高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)導入支援事業が、国からの直接補助となったため、該当することとなった。			実施計画に従い検討中。
		再補助、再委託の割合を50%未満とする	高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器等)導入支援事業は、民生部門における省エネルギーを確実に進める上で、大きな役割を果たし得るものであり、地球温暖化防止対策の観点から必要不可欠の事業である。本補助事業は平成15年度の補助スキームの変更に伴い、第三者分配型に該当することとなったが、当該補助事業の終期である平成18年度までに当該補助スキームについて改善措置を講ずべく見直しを行う。	平成18年度	
エネルギー多消費型設備天然ガス転換推進事業	(社) 日本ガス協会	公募により補助事業者を決定し、事業を行った結果、第三者分配型に該当することとなった。			—
		その他(特段の理由がある場合)	本事業は、2010年までに約450万tのCO2削減を進めることが求められている。このため、補助事業の実施に際しては、民間団体等を念頭に広く公募を行っているところ。今後も広く公募を行い、ホームページに掲載する等透明性の確保に努める。	—	
経年埋設内管対策補助事業	(社) 日本ガス協会	公募により補助事業者を決定し、事業を行った結果、第三者分配型に該当することとなった。			—
		その他(特段の理由がある場合)	本事業は、2010年までに公共性の高い建物の経年埋設内管対策を進めることが求められている。このため、補助事業の実施に際しては、民間団体等を念頭に広く公募を行っているところ。今後も広く公募を行い、ホームページに掲載する等透明性の確保に努める。	—	

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	関係公益法人の名称	新規に「第三者分配型補助金等」となった理由			
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
【経済産業省】					
クリーンエネルギー自動車普及事業	(社) 日本ガス協会	平成15年度に国からの直接補助となり、平成15年度の決算を確認した結果、第三者分配型に該当することとなった。	クリーンエネルギー自動車普及事業は、自動車用の新エネルギー普及を確実に進める上で、大きな役割を果たし得るものであり、地球温暖化防止対策の観点から必要不可欠の事業である。本補助事業は平成15年度の補助スキームの変更に伴い、第三者分配型に該当することとなったが、当該補助事業の終期である平成18年度において、当該補助スキームについて改善措置を講ずべく見直しを行う。	平成18年度	実施計画に従い検討中。
		再補助、再委託の割合を50%未満とする			
高効率給湯器（潜熱回収型、ガスエンジン型）導入促進事業	(社) 日本ガス協会	平成15年度に国からの直接補助となり、平成15年度の決算を確認した結果、第三者分配型に該当することとなった。	高効率給湯器（潜熱回収型、ガスエンジン型等）導入支援事業は、民生部門における省エネルギーを確実に進める上で、大きな役割を果たし得るものであり、地球温暖化防止対策の観点から必要不可欠の事業である。本補助事業は平成15年度の補助スキームの変更に伴い、第三者分配型に該当することとなったが、当該補助事業の終期である平成18年度までに当該補助スキームについて改善措置を講ずべく見直しを行う。	平成18年度	実施計画に従い検討中。
		再補助、再委託の割合を50%未満とする			
石油製品販売業者構造改善対策事業費補助金（土壌汚染未然防止対策事業）	(社) 全国石油協会	事業者の約98%が中小企業である揮発油販売業者に対して、土壌汚染を引き起こすような漏洩の危険性が高い老朽化地下タンク等の撤去・入換工事に対して補助するものであり、直ちに当該補助金を廃止することは困難。また、本補助金に対しては、数百件の申請があり、これを国が直接交付することは、効率的ではなく、石油製品販売業者の実情を熟知した機関である当法人を実施主体としたため。	その他（特段の理由がある場合）	透明化・合理化ルールを厳格に適用する。	—
クリーンエネルギー自動車普及事業	(財) 日本自動車研究所	平成15年度に国からの直接補助となり、平成15年度の決算を確認した結果、第三者分配型に該当することとなった。	クリーンエネルギー自動車普及事業は、自動車用の新エネルギー普及を確実に進める上で、大きな役割を果たし得るものであり、地球温暖化防止対策の観点から必要不可欠の事業である。本補助事業は平成15年度の補助スキームの変更に伴い、第三者分配型に該当することとなったが、当該補助事業の終期である平成18年度において、当該補助スキームについて改善措置を講ずべく見直しを行う。	平成18年度	実施計画に従い検討中。
		再補助、再委託の割合を50%未満とする			
クリーンエネルギー自動車普及事業	(財) エコ・ステーション推進協会	平成15年度に国からの直接補助となり、平成15年度の決算を確認した結果、第三者分配型補助金等に該当することとなった。	クリーンエネルギー自動車普及事業は、自動車用の新エネルギー普及を確実に進める上で、大きな役割を果たし得るものであり、地球温暖化防止対策の観点から必要不可欠の事業である。本補助事業は平成15年度の補助スキームの変更に伴い、第三者分配型に該当することとなったが、当該補助事業の終期である平成18年度において、当該補助スキームについて改善措置を講ずべく見直しを行う。	平成18年度	実施計画に従い検討中。
		再補助、再委託の割合を50%未満とする			
住宅用太陽熱高度利用システム導入促進事業	(財) 新エネルギー財団	当該補助事業の執行には交付決定から金額の確定に至るまでの業務を行うことになり、より専門的知識・豊富な経験に加え高度な審査が必要となる。当法人は、新エネルギーに関する技術の調査研究等を実施してきた実績とそれによる当該分野に係る知見を有しているところ。また、当該事業に類似する制度である住宅用太陽光発電導入促進対策事業の執行業務を制度当初から行っており、効率的なシステム等の構築を図っていることから、短期間で膨大な件数の交付件数を処理することができ、本事業の実施主体としている。	2010年度の新エネルギー導入目標の達成のためには、太陽熱利用に係る大規模な導入を推進し、コストを低減させる必要があるが、目的達成のために、より最適な補助制度のスキームについて、平成17年度において、当該補助スキームについて改善措置を講ずべく見直しを行う。	平成17年度	措置済 (平成17年度で当該事業は終了)
		再補助、再委託の割合を50%未満とする			
高効率給湯器（潜熱回収型、ガスエンジン型）導入促進事業	(財) エルピーガス振興センター	平成15年度から高効率給湯器（潜熱回収型、ガスエンジン型）導入促進事業が、国からの直接補助となったため、該当することとなった。	高効率給湯器（潜熱回収型、ガスエンジン型等）導入促進事業は、民生部門における省エネルギーを確実に進める上で、大きな役割を果たし得るものであり、地球温暖化防止対策の観点から必要不可欠の事業である。本補助事業は平成15年度の補助スキームの変更に伴い、第三者分配型に該当することとなったが、当該補助事業の終期である平成18年度までに当該補助スキームについて改善措置を講ずべく見直しを行う。	平成18年度	実施計画に従い検討中。
		再補助、再委託の割合を50%未満とする			

(平成17年度新規発生事項)

【農林水産省】

家畜衛生対策事業費	(社) 全国家畜畜産物衛生指導協会	平成17年度から従来事業に加え、新たにBSE関連対策事業等、多数の補助対象者に補助金を交付する事業を実施することとなったため、第三者分配型に該当することとなった。	本補助事業は、牛海綿状脳症（BSE）などの家畜の伝染性疾病的確なまん延防止を図るため、全国のすべての畜産農家（約13万戸）を事業対象としている。事業の特殊性にかんがみ、当該法人が直接交付することは効率的でないことから、協会の会員である都道府県団体を通じて農家に交付することとしたものである。	—	—	
		その他（特段の理由がある場合）				
責任あるまぐろ漁業実践推進事業費	(社) 責任あるまぐろ漁業推進機構	当該事業は直接補助と間接補助の事業が混在しており、間接補助である混獲回避型操業モデル化事業の実行額がその他の直接補助事業の実行額を上回ったため。	再補助、再委託の割合を50%未満とする	直接補助事業実行割合を増やし、間接補助事業実行割合を50%未満とする	平成17年度	措置済
		再補助、再委託の割合を50%未満とする				

(別表6) 第三者分配型補助金等

補助金等	関係公益法人の 名称	新規に「第三者分配型補助金等」となった理由			
		措置方針	措置内容	措置予定時期	
【経済産業省】					
中小企業創業情報提供事業 費補助金	(財) ベンチャーエントラ プライズセンター	起業家輩出支援に係るイベント・セミナーの開催等において、人件費の支出が交付決定時の計画を下回ったため、結果として再委託費の占める割合が50%を超え、第三者分配型補助金等に該当することとなった。	再補助、再委託の割合を50%未満とする	補助金の実施計画段階で、対象外の経費を除く。平成16年度	措置済
迂回調達対策調査委託費	(財) 安全保障貿易情報セン ター	本事業は、北朝鮮等の大量破壊兵器等開発懸念国における大量破壊兵器等関連貨物・技術の迂回調達活動に関する調査(平成16年度開始)。海外における情報について、一部を海外の情報調査機関に収集活動を再委託したところ、第三者分配型に該当することとなった。	再補助、再委託の割合を50%未満とする	平成17年度調査において、当該公益法人自ら実施する情報収集を増やすことより、再委託の割合を50%未満に引き下げた。また、平成18年度調査においては、公募により委託先を選定することとしている。	措置済
ベトナム産業等救済対策事業 費補助金	(社) 日本ベトナム協会	国内におけるタイマイの増養殖に関する研究事業において、衛星電波使用量が想定より少額になったこと及びそれまでの共同研究の成果を踏まえて委託研究の一部に拡充があったこと、さらにカリブ海域におけるタイマイの委託調査の調査地域を拡大した結果、第三者分配型に該当することとなった。	再補助、再委託の割合を50%未満とする	ベトナムの原材料であるタイマイの増養殖に関する委託研究及びカリブ海域のタイマイ資源量の委託調査は、本事業の重要な部分を占めているが、平成17年度に委託研究・調査のあり方を見直し、当該法人が増養殖に係る業務の一部を自ら行うことにより、再委託の割合を50%未満に引き下げる措置を行ったところ。	措置済
石油ガス利用設備導入促進 対策事業補助金(石油ガスコ ージェネ導入事業に係わる もの)	(財) エルピーガス振興セン ター	公募により補助事業者を決定し、事業を行った結果、第三者分配型に該当することとなった。	その他(特段の理由がある 場合)	LPGガスコージェネレーションシステムはエネルギー効率化が非常に高く省エネルギーに資するものであり、当該事業は地球温暖化防止対策の観点から必要不可欠の事業である。このため、補助事業の実施に際しては、民間団体等を念頭に広く公募を行っているところ。今後も広く公募を行い、ホームページに掲載する等透明性の確保に努める。	—
石油ガス流通合理化対策事 業費補助金(石油ガス充て ん所統廃合支援事業に係わ るもの)	(財) エルピーガス振興セン ター	公募により補助事業者を決定し、事業を行った結果、第三者分配型に該当することとなった。	その他(特段の理由がある 場合)	LPGガスの流通の中核である充てん所を統廃合し、充てん所の共同利用・配送の共同化を図ることが重要であり、当該事業は流通合理化の観点から必要不可欠の事業である。このため、補助事業の実施に際しては、民間団体等を念頭に広く公募を行っているところ。今後も広く公募を行い、ホームページに掲載する等透明性の確保に努める。	—
ライフライン安全情報提供 事業	(財) 電力中央研究所	外注費のうち展示物製作・展示に関わる業務について、事業内容を精査した結果、交付目的たる事業の主たる部分に該当すると判断したため、第三者分配型補助金等に該当することとなった。	補助金等の廃止	—	措置済(平成16年度単年度事業)
先導的負荷平準化ガス冷房 システム導入モデル事業費 補助金	(社) 日本ガス協会	公募により補助事業者を決定し、事業を行った結果、第三者分配型に該当することとなった。	補助金等の廃止	ピークカット効果及び省エネ効果の高い電力負荷平準化ガス冷房システムの導入を促進し、負荷平準化の意義・必要性についての国民の理解促進を図るために、平成16年度から平成18年度の3年間のモデル事業として実施して導入システムの効果を検証するものであり、事業の実施に際しては、民間団体等を念頭に広く公募を行っているところ。18年度についても広く公募を行い、ホームページに掲載する等透明性の確保に努める。	平成18年度
社会基盤創成標準化調査	(財) 日本規格協会	平成16年度の決算を確認した結果、第三者分配型補助金等に該当することとなった。(当初出席する予定の国際会議のうち、3つの会議が急遽中止となったため。)	再補助、再委託の割合を50%未満とする	業務体制を見直し、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済(平成17年度で当該事業は終了)
汎用品技術実態調査(汎用 品情報サイトの基本設計の 検討のための調査)	(社) 日本航空宇宙工業会	防衛装備品のコスト低減等に資する汎用品情報サイトの整備を目的とした調査において、委員交通費等、再委託費以外の経費が、委託契約時の計画を下回ったため、結果として再委託費の占める割合が50%を超え、第三者分配型補助金等に該当することとなった。	再補助、再委託の割合を50%未満とする	業務体制を見直し、再委託の割合を50%未満に引き下げる。	措置済
情報家電の普及に関わる状 況調査と情報提供の基盤整 備	(社) 電子情報技術産業協会	事業の効率化を図ったところ相対的に再委託比率が高くなった結果、第三者分配型に該当することとなった。	再補助、再委託の割合を50%未満とする	業務態勢を見直すことにより再委託の割合を0%とする。	措置済
平成16年度フランチャイズ 人材育成基盤等整備事業 (フランチャイズ・チェー ン・システムの普及促進の ためのデータベース更新事 業)	(社) 日本フランチャイズ チェーン協会	契約締結前は、情報開示書面の回収と記載状況の確認、掲載作業、加盟希望者向け啓発ページの作成等を請負契約により行う予定であったが、当該業務遂行には、ホームページ作成等における進捗管理や仕様策定等の一部事業について、委託者の十分な管理の下、受託者に一定の裁量を持たせた再委託契約形式で行うことが最も効率的であると判断した上で当該再委託契約部分を本事業の主たる部分に含めたため第三者分配型補助金等に該当することとなった。	補助金等の廃止	—	措置済(平成16年度単年度事業)

(注) 表中「措置予定時期」の欄について、「平成13年度」とある場合は、13年度の未だにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。

(別表7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容	措置予定時期	
【内閣府】				
(財) 世界政経調査会	その他(特段の理由がある場合)	我が国の情報調査の必要性から、内閣官庁の委託により当該事業を行っている法人の存在は不可欠であり、委託費の廃止は困難である。自己収入拡大の方途も限られており、平成17年度までに補助金等の年収比率を2/3未満に改善することは困難であるが、事業を総合的に見直し、法人の統廃合等、管理業務の共通化による経費削減を図るとともに、個別の業務内容の見直し等、事業の効率的実施を行うことにより、平成17年度までに段階的に委託費を15%削減する。	—	措置済
(社) 国民出版協会	同上	同上	—	措置済
(社) 国際情勢研究会	同上	同上	—	措置済
(社) 民主主義研究会	同上	同上	—	措置済 なお、当該法人は解散済(H15.3.31)。
(社) 東南アジア調査会	同上	同上	—	措置済 なお、当該法人は解散済(H15.3.31)。
【防衛庁】				
(財) 防衛施設周辺整備協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	当該法人への補助金の交付はすべて廃止し、航空機騒音等の発生原因者である国から直接交付することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	措置済
(財) 自衛隊援護協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	従来から行っている法人組織・経費の合理化に加え、更なる経費削減や組織見直しを実施し、補助対象経費の削減を進めるとともに、自己収入の拡大にも努めることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成15年度	措置済
【総務省】				
(財) 明るい選挙推進協会	その他(特段の理由がある場合)	当該法人の収入の大半を占める委託費については、全国規模の会員・ボランティアネットワークを有する当該法人に委託して実施することが最も効率的・効果的である。なお、テレビスポット広告については当該法人へ委託せず、国が直接実施するとともに、平成14年度に委託事業全般について政策評価を行い、効果が認められないものについては廃止する。また、当該委託費に計上された事務費については、公益法人本来の性格に照らし、平成14年度から段階的に削減する。	—	措置済
【法務省】				
(財) 人権教育啓発推進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	予算額及び事業内容を精査することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
【外務省】				
(財) フォーリン・プレスセンター	その他(特段の理由がある場合)	現下の状況では、当該法人を通じた海外広報の必要性は認められ、委託費の廃止は困難である。自己収入の拡大を図るが、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。事業の整理縮小を図り委託費の削減を行う。	—	役員報酬助成を減額(平成17年度に役員報酬助成を0とする)。従前無償配布を行っていた当該法人刊行物の有料化及び、賛助会への入会を勧誘し、賛助会費の増収を図るなど、自己収入の拡大を図っている。また、長期記者研修の研修期間短縮や研修受入人数を減らす等、事業の縮小を行っている。
(財) アジア福祉教育財団	その他(特段の理由がある場合)	母国における迫害を恐れて日本に逃れてくる難民についてケアの必要性が高まっていることもあり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは現状では困難である。他方、インドシナ難民受入についてはインドシナ難民対策連絡調整会議において平成17年度限りで廃止する方向で検討を行うほか、同時に、アフターケア事業等についても、効果的・効率的な事業実施という観点から、当該法人以外が事業主体となることも含めた見直しを進めていく。	—	平成14年5月の瀾陽総領事館での駆け込み事件以降、各方面から我が国難民対策の強化が求められ、平成14年8月の閣議了解及び難民対策連絡調整会議で条約難民及び難民認定申請者に対する支援の充実が決定された。これを受けて平成15年度から条約難民に対する支援を開始し、また、従来から実施している難民認定申請者に対する支援を拡充した。これら難民に対する支援の在り方について効果的・効率的な事業実施という観点から、難民対策連絡調整会議等の場で検討を進めているところである。
(社) アジア親善交流協会	補助金等の廃止	アジア地域との親善交流の経緯等を考慮の上、平成17年度限りで廃止する。	平成17年度	措置済
(財) 交流協会	その他(特段の理由がある場合)	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。	—	役員報酬の引下げを実施。(平成14年度)
(財) 日本国際医療団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善した上で、補助金等を廃止	平成14年度において補助金等の年収比率を2/3未満に改善した上で、平成15年度限りで海外技術協力推進団体補助金を廃止する。	平成13年度	平成15年3月に当該法人が解散したことにより、第三者分配型公益法人ではなくなった。
(財) 日韓産業技術協力財団	その他(特段の理由がある場合)	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	—	—
(社) 国際協力会	補助金等の廃止	再補助先の公益法人の状況を勘案しつつ補助金の削減を進めた上で、平成17年度までに国際協力会補助金を廃止する。	平成17年度	措置済
【財務省】				
(財) 日本税務協会	補助金等の廃止	当該法人に対する委託費は、平成17年度限りで廃止する。平成18年度以降は、当該委託費に係る業務のうち必要なものを国税当局において処理する。	平成17年度	措置済

資料 20

(別表7) 補助金依存型公益法人

		「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
関係公益法人の名称	措置方針	措置内容	措置予定時期		
【文部科学省】					
(財) 内外学生センター	独立行政法人による実施	①独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、特殊法人等整理合理化計画に基づき学生支援事業を総合的に行うために設置される独立行政法人へ移管する。移管する具体的な事業の範囲については、引き続き検討し、平成14年8月末までに結論を得る。併せて、国が直接実施している留学生支援事業のうち、当該独立行政法人に移管することにより効率的実施が図られるものについても移管する。 ②上記①に該当しない事業については、その必要性を精査した上で、必要な事業については、その実施主体について引き続き検討する。 ③上記①、②の措置を講じた上で、なお本公益法人で行う事業については、役員報酬の廃止等をはじめとする補助金の廃止・削減を行う。	平成15年度	措置済 当該補助金の対象事業のうち、独立行政法人が行う事業として適切なものについては独立行政法人日本学生支援機構へ、その他は(財)日本国際教育支援協会へ移管し、平成15年度末をもって補助金は廃止。 なお、当該法人は解散済(H16.3.31)。	
(財) 日本国際教育協会	独立行政法人による実施	①独立行政法人の行う事業として適切な事業については、事務・事業の一元化・効率化を目的として、特殊法人等整理合理化計画に基づき学生支援事業を総合的に行うために設置される独立行政法人へ移管する。移管する具体的な事業の範囲については、引き続き検討し、平成14年8月末までに結論を得る。併せて、国が直接実施している留学生支援事業のうち、当該独立行政法人に移管することにより効率的実施が図られるものについても移管する。 ②上記①に該当しない事業については、その必要性を精査した上で、必要な事業については、その実施主体について引き続き検討する。 ③上記①、②の措置を講じた上で、なお本公益法人で行う事業については、役員報酬の廃止等をはじめとする補助金の廃止・削減を行う。	平成15年度	措置済 当該補助金の対象事業のうち、独立行政法人が行う事業として適切なものについては独立行政法人日本学生支援機構へ移管し、その他は本公益法人において行いが、平成15年度末をもって補助金は廃止。	
(財) 核物質管理センター	その他(特段の理由がある場合)	保障措置等は、核不拡散条約の実施等に係るものであるとともに、原子力の中でも極めて限られた専門的かつ特殊な分野であるため、現在の委託事業等を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	—	—	
(財) 日本分析センター	その他(特段の理由がある場合)	環境放射線(能)モニタリングに係る高度な専門能力を有し、中立公正な調査業務を行う我が国唯一の分析専門機関であるため、当該法人以外に現在の委託事業を実施し得る他の法人は想定できない。また、法人の努力による自己収入の増加にも限界があるため、補助金等の年収比率を2/3未満とすることは極めて困難であり、現状を維持する。	—	—	
(財) 電気・電子情報学術振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成14年度からは、当該法人全体として補助金等の年収比率が2/3を上回るような交付申請は行わないこととする。	平成13年度	措置済	
(財) 原子力研究バックエンド推進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済	
(財) 健康・体力づくり事業財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済	
【厚生労働省】					
(社) 全国労働基準関係団体連合会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	労働時間短縮促進交付金の平成17年度限りでの廃止、診療等委託費の段階的の一部事業の廃止等及び労務管理セミナーの段階的な拡充等による自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済	
(財) 産業医学振興財団	その他(特段の理由がある場合)	産業医科大学の設立に際し、私立大学審議会の審査において、経常的経費については国から直接補助しない方法を検討すること等の条件が示されたため、当該法人を通じて補助を実施している経緯にかんがみ、現状維持とする。ただし、今後、私学に対する国からの直接補助が認められた場合は速やかに補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	—	—	
(財) 労災年金福祉協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	委託費の段階的な縮減を行うとともに、保険事業の立ち上げ等による自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済	
(財) 労災ケアセンター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	事業の一部廃止、役員報酬助成の廃止、人件費の縮減等により段階的に委託費の縮減を行うとともに、労災特別介護施設の入居率引上げによる自己収入の拡大を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済	
(社) 国際厚生事業団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の縮減・見直しとともに、自己収入の拡大とその維持に努めることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済	
(財) 21世紀職業財団	その他(特段の理由がある場合)	女性の雇用管理改善に係る支援事業については、専門的知識・ノウハウと全国的な展開能力を有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」等による国の指定等に基づく業務であることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	平成17年度に引き続き、18年度予算において、補助金等の削減を行った。	

(別表7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置予定時期	措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容			
【厚生労働省】					
(財) 女性労働協会	その他(特段の理由がある場合)	女性の職業能力発揮に係る支援事業については、専門的ノウハウを蓄積し関係団体との太いパイプ等を活用した労働者への個別相談対応が可能な当該法人への委託が最も合理的である。また、収入の主要部分が国有施設の「女性と仕事の未来館」運営に係る委託費であることから、自己収入の拡大に努めるものの、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	平成17年度に引き続き、18年度予算において、補助金等の削減を行った。	
(財) こども未来財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金を一部廃止するとともに、国から直接交付する等、事業を見直すことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済	
(財) 介護労働安定センター	その他(特段の理由がある場合)	介護労働者の雇用管理の改善等に関する業務については、専門的知識・ノウハウを有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に基づいて国の指定等に基づき業務が実施されていることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	平成17年度に引き続き、平成18年度予算において、補助金等の削減を行った。	
(財) 友愛福祉財団	その他(特段の理由がある場合)	HIV訴訟の裁判上の和解に基づき、当該法人が国及び関連企業からの提出により行うこととされた事業及びHIV訴訟原告団と厚生労働大臣との恒久対策協議により創設された事業を行っており、当該法人の設立趣旨や事業の透明性確保の点からも国が直接実施することは困難なため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	—	
(財) 医療保険業務研究協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	レセプト電算処理システムの検討状況を踏まえ、当該委託事業について内容・金額を見直した上で当該法人以外の事業者への委託又は当該委託事業の廃止を行うことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済	
(財) 全国老人クラブ連合会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成12年度の補正予算に基づく一部の補助金が当該年度のみで終了すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるとともに、第三者分配型に該当する補助金を、当該法人を経由しない交付方法に切り替える。	平成12年度	措置済	
(財) 産業雇用安定センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済	
(社) 全国シルバー人材センター事業協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の段階的な削減を行うとともに、自己収入の拡大を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済	
(財) 高齢者雇用開発協会	その他(特段の理由がある場合)	多数の事業主等を対象に助成事業等を実施する必要がある、専門的知識・ノウハウを有する当該公益法人の事業として実施することが効率的である。 なお、日本障害者雇用促進協会への事務移管の是非について、雇用対策に係る基金業務の終了を前提に、国の関連事務の移管による効率化等の観点を含めて検討し、平成14年8月末までに結論を得る。 独立行政法人への事務移管がなされる場合は、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	—	措置済	
(財) 日本職業協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済	
(社) 北海道雇用開発協会	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された委託費を廃止する。	平成12年度	措置済	
(財) 中国残留孤児看護基金	その他(特段の理由がある場合)	昭和58年の閣議了解及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」に基づく事業を委託している。事務費等の縮減・効率化は行わないものの、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。残留孤児の背景や境遇等への特別な配慮や技術を要する当該事業は、ノウハウと実績を有する当該法人への委託が最も合理的である。	—	—	
(財) 予防接種リサーチセンター	その他(特段の理由がある場合)	被害者への配慮を要請した国会の附帯決議を契機に設立された当該法人の設立経緯を踏まえ、国自らが当該事業の実施主体となることは著しく不適切であり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	—	
(財) エイズ予防財団	その他(特段の理由がある場合)	エイズ予防対策事業等については、専門的知識・ノウハウや関係団体との太いパイプを有する当該法人以外に担う主体が存在せず、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づいて行われている事業であることから、国が直接実施することは適切でなく、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	—	
(財) 藤楓協会	その他(特段の理由がある場合)	ハンセン病の正しい知識の普及啓発や社会復帰希望者に対する技能指導等を行う当該事業は必要不可欠なものであるが、当該法人設立の経緯を踏まえると、国自らが実施主体となることは著しく不適切であり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	—	平成15年度から委託しないこととなった。 平成15年5月、法人解散	
(財) ヒューマンサイエンス振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	事業を計画的に縮小するとともに、企業からの委託研究の拡大と新たな独自事業の追加により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	措置済	
(財) 長寿科学振興財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	等附金の増額を主とした自己収入の拡大を図るとともに、状況に応じて補助金等を見直すことにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済	
(社) 全国勤労青少年ホーム協議会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	勤労青少年キャリア形成支援講座のパイロット事業の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成14年度	措置済	
(財) 国際技能振興財団	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された補助金等を廃止する。	平成12年度	措置済	
(財) 健康・体力づくり事業財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の一部廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済	

資料 20

(別表7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の名称	「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容	措置予定時期	
【農林水産省】				
(財) 食生活情報サービスセンター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の大宗を占める健全な食生活全国推進事業費の削減、事業の一部を他の法人に移管すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	措置済 (平成14年度に前倒し。)
(財) 食品流通構造改善促進機構	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	個々の補助金等の廃止・削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(財) 食品産業センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	個々の補助金等の廃止・削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) 大豆供給安定協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	補助金等の大宗を占める大豆備蓄対策費補助金(第三者分配型)を大豆の保管を行う主体に交付するとともに、当該法人が保有する財源を有効に活用すること等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) 国際農業交流・食糧支援基金	その他(特段の理由がある場合)	補助金等の大宗を占める緊急食糧支援事業費補助金は、従来行われた事業の後年度負担として交付しているものであるため、現在の事業方式を維持する。	—	— ※(社)国際農業交流・食糧支援基金は、(社)国際農林業協力・交流協会に名称変更(H16.4.1)。
(社) 国際農林業協力協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減、国以外からの受託事業の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済 なお、当該法人は解散済(H16.3.31)。
(財) 農産業振興奨励会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減、当該法人の自主事業の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(財) 日本特産農産物協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(財) 甘味資源振興会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(財) 食料・農業政策研究センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	総合食料対策民間団体事業推進費補助金等の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成14年度	措置済 なお、当該法人は解散済(H17.4.1)。
(財) 農村開発企画委員会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	諸土地改良事業費補助等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成15年度	措置済 (平成13年度に前倒し。)
(財) 日本土壌協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	土地改良調査計画費等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	措置済 (平成13年度に前倒し。)
(社) 農林水産先端技術産業振興センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	個々の補助金等の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(社) 林業機械化協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の整理・統合により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) 大日本水産会	その他(特段の理由がある場合)	補助金等の大宗を占める基幹漁業再編推進事業費補助金(第三者分配型)を当該法人に交付する特段の理由がある。	—	—
(財) 魚価安定基金	その他(特段の理由がある場合)	補助金等の大宗を占める調整保管事業資金造成費補助金(第三者分配型)を当該法人に交付する特段の理由がある。	—	—
(財) 日韓・日中新協定対策漁業振興財団	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された補助金を廃止する。	平成12年度	措置済
(社) 日本トロール底魚協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の削減により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済 国からの委託費を削減し、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げた。なお、16年度は委託事業を行っていない。
(社) 漁業情報サービスセンター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金等の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済
(財) 漁場油濁被害救済基金	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	業務の効率化等による漁場油濁被害対策費等補助金の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度	措置済 (平成13年度に前倒し。)
(社) 日本栽培漁業協会	独立行政法人による実施	事業内容の整理・合理化等により国からの委託費等の縮減を図るとともに、特殊法人等改革の整理合理化計画を踏まえ、効率的な事業実施の観点から、独立行政法人水産総合研究センターにおいて事業を実施する。	関連の特殊法人等改革の実施時期	措置済 当該法人の委託事業等は、独立行政法人水産総合研究センターに継承され、効率的な事業展開が図られている。また、当該法人は解散済み(H15.9.30)。
【経済産業省】				
(財) 交流協会	その他(特段の理由がある場合)	当該法人は、外交関係のない台湾において在外公館に準ずる役割を担っており、またこのような当該法人の性格上、自己収入の拡大の方途及びその金額は極めて限られているため、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。役員報酬助成を一部廃止するとともに、事業の効果的・効率的運営に努める。	—	役員報酬の引下げを実施(平成14年度)。
(財) 日韓産業技術協力財団	その他(特段の理由がある場合)	事業内容を見直した上、拠出金の削減を行っているが、日韓首脳合意に基づくものであり、現時点での廃止は不可能である。自己収入の拡大の方途も極めて限られており、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げるのは困難である。引き続き、事業の効果的・効率的運営に努める。	—	—
(財) 日本テクノマート	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	特許流通促進事業委託費の廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度	措置済 (達成後、平成14年3月解散済。)
(財) 中東協力センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要	産油国石油精製技術等対策事業費の補助率及び事業配分の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度	措置済
(社) アルコール協会	補助金等の廃止	当該法人に対し交付された研究開発調査委託費を廃止する。	平成12年度	措置済
(社) ソラーシステム振興協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	ソーラーシステム広報促進事業費補助金等の廃止により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度	措置済
(社) ニューガラスフォーラム	補助金等の廃止	当該法人に対し交付されたニューガラスの設計に資するデータベース構築に係る委託費を廃止する。	平成12年度	措置済

(別表7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の名称		「実施計画」の内容		措置状況 (達成状況)
		措置方針	措置内容	措置予定時期
【経済産業省】				
(財) 資源・環境観測解析センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要		委託費のうち平成16年度に運用終了予定の衛星関連部分については、当該年度限りで交付を終了する。また、自己収入の拡大により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度 措置済 国からの委託費を削減し、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げた改善計画を策定。
(社) 日本ベッ甲協会	その他(特段の理由がある場合)		政府方針(ワシントン条約の留保撤回)によりベッ甲の原材料となるタイマイの輸入が禁止されたものであり、業界の自努力のみでは対応困難なため、補助金の交付を継続する必要があり、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難であるが、平成14年度において補助金の大幅な削減を行う。なお、当該事業については、国内における増養殖の進展の状況等を踏まえ、引き続き事業の見直しを図るものとする。	— 措置済
(財) 新エネルギー財団	補助金等の年収比率を2/3未満に改善		住宅用太陽光発電導入基盤整備事業(第三者分配型)の廃止等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度 措置済
(財) 国際石油交流センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要		産油国石油精製技術等対策事業費補助金(国際石油交流促進事業)の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度 措置済
(財) エルピーガス振興センター	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要		石油製品販売業構造改善対策事業費等補助金(石油ガスエネルギー利用システム導入事業)の廃止等事業の見直しや自主事業を拡充することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成16年度 措置済
(財) 天然ガス導入促進センター	補助金等の年収比率を2/3未満に改善		民生用高効率エネルギー利用設備導入促進対策事業費補助金(天然ガス高効率利用促進事業)の廃止等事業の見直しを行い効率化を図ることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度 措置済
(財) 原子力発電技術機構	独立行政法人による実施		原子力安全規制の被規制者からの独立性・中立性の確保を図りつつ、原子力安全規制のさらなる効率的かつ的確な実施を図るため、原子力安全規制の実施を目的とする独立行政法人を設置し、国の原子力安全行政部門の事務の一部及びこれに関連する公益法人への委託実施事務を当該独立行政法人に移管して実施することとする。 具体的には、 ①国の直接実施事務のうち、検査等の事務を当該独立行政法人に移管することとする。 ②当該独立行政法人の目的にかんがみ、公益法人から移管する事務については以下の整理とする。 ・(財)原子力発電技術機構への委託実施事務のうち安全解析、安全規制に係るデータ収集、緊急時対策・防災支援等原子力安全規制に係るものについては当該独立行政法人に移管するとともに、(財)発電設備技術検査協会及び(財)原子力安全技術センターへの委託実施事務のうち安全解析、安全規制に係るデータ収集等原子力安全規制に係るものも併せて移管することとする。その際には、類似事務の整理・統合による徹底的な効率化・合理化を図ることとする。 ・技術開発、原子力推進に係る広報及び国際協力等原子力安全規制に直接に関連しない事務については、当該独立行政法人に移管せず、廃止又は他の公益法人への委託実施事務への統合を図ることとする。	平成15年度 措置済
(社) 電力土木技術協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善		発電設備耐震信頼性実証調査等の終了により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度 措置済
(社) 全国信用保証協会連合会	その他(特段の理由がある場合)		当該法人に交付されている経営安定関連保証対策費補助金(第三者分配型)については、中小企業者に対する資金供給の円滑化のための仕組みの一部であり、基金方式により弾力的にその役割を果たすために現状のスキームを維持する。よって、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げることは困難である。	— 現状のスキームを維持している中で、平成14年度は基金造成のために補助金等の年収比率が2/3以上となったが、平成15年度以降は2/3未満となっている。
【国土交通省】				
(社) 全国ダンプカー協会	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要		交通安全対策費補助金・自動車事故対策費補助金(第三者分配型)の見直し等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度 措置済 (当該法人は平成16年3月31日解散。)
(財) 公園緑地管理財団	補助金等の年収比率を2/3未満にする改善計画の策定が必要		公園管理委託費の削減等により、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成13年度 措置済
【環境省】				
(財) 地球環境戦略研究機関	補助金等の年収比率を2/3未満に改善		金額規模の大きい補助金等を廃止することにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成12年度 措置済
(平成16年度新規発生事項)				
【総務省】				
(社) 電波産業会	地上アナログ放送をデジタル化するために必要となる特定周波数変更対策業務について、電波法に基づき当該法人に業務移管したため、補助金依存型公益法人に該当することとなった。 その他(特段の理由がある場合)		当該業務終了時に当該交付金を廃止する。	—

(別表7) 補助金依存型公益法人

関係公益法人の 名称	新規に「補助金依存型公益法人」となった理由			措置状況 (達成状況)
	措置方針	措置内容	措置予定時期	
【経済産業省】				
(財) エコ・ステーション推進協会	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成18年度中の補助金等の削減等の見直しにより補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成18年度	改善計画を策定。
(財) 省エネルギーセンター	平成15年度に、当初見込みより補助金等収入以外の収入が大幅に減少したため、補助金依存型法人に該当することとなった。	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	平成17年度中の補助金等の削減等の見直しにより補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	措置済
(財) ハンチャーエンタープライズセンター	平成15年度は、起業家輩出支援事業の実施主体(起業家輩出支援事業費補助金の交付先)となったため(平成14年度補正予算の繰越執行)、結果的に補助金依存型法人となった。	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	起業家輩出支援事業は、平成19年度以降、当法人による自律的運営を目指し、毎年度補助金交付額を漸減させていき、平成19年度以降は補助金依存型公益法人とはならない見込み。	措置済
(財) ヒートポンプ・蓄熱センター	平成15年度より、高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)導入支援事業が、国からの直接補助となったため、該当することとなった。	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	高効率給湯器(CO2冷媒ヒートポンプ給湯器)導入支援事業は、民生部門における省エネルギーを確実に進める上で、大きな役割を果たし得るものである。当補助金事業が終期を迎える平成19年度以降は、補助金等の年収比率は2/3未満に引き下げる。	改善計画を策定。
(社) 全国石油協会	当法人が行っている信用保証事業につき、平成15年度予算編成において基金積み増しの補助金を計上したため、当該年度のみ補助金依存型法人に該当した。	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	基金積み増しのための補助金は、平成15年度限りのものであり、平成16年度以降は予算計上していない。	措置済
(平成17年度新規発生事項)				
【外務省】				
(財) 国際開発高等教育機構	補助金等収入以外の自己収入が減少したため補助金依存型法人となった。	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	委託費の縮減・見直しとともに、自己収入の拡大とその維持に努めることにより、補助金等の年収比率を2/3未満に引き下げる。	平成17年度以降補助金を削減するとともに自己収入の拡大を指導してきており、平成21年度までに状況を改善する改善計画を策定済。
【経済産業省】				
(社) 日本ガス協会	経済産業省の政策目標である温室効果ガスの削減や省エネルギー機器の普及促進を実現するため、当該法人を補助事業等の交付対象としているが、補助事業等の実施に必要な知見・技能・実績等を有する法人が他にないことから、複数の事業が集中し、結果として補助金依存型法人となった。	補助金等の年収比率を2/3未満に改善	補助金交付スキームの見直しを行い、事業の集中が生じないよう整理し、事業実施主体の公募を実施する。	改善計画を策定。

(注) 表中「措置予定時期」の欄について、「平成13年度」とある場合は、13年度の未までにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。

補助金依存状態解消のための改善計画

(単位：千円)

【防衛庁】

(財) 自衛隊援護協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	552,698	513,338	518,074	479,057	452,980	437,842	412,505
年間収入(B)	800,639	742,661	727,310	693,512	688,614	687,080	657,421
補助金等依存率(A)/(B)	69.0%	69.1%	71.2%	69.1%	65.8%	63.7%	62.7%

【厚生労働省】

(社) 全国労働基準関係団体連合会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	12,796,240	8,479,746	3,926,734	4,005,481	3,377,500	3,171,709	1,200,809
年間収入(B)	12,973,401	9,748,123	4,142,015	4,221,486	4,101,528	4,256,407	2,161,602
補助金等依存率(A)/(B)	98.6%	87.0%	94.8%	94.9%	82.3%	74.5%	55.6%

(財) 労災年金福祉協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	2,306,101	2,317,971	2,248,482	2,120,139	1,921,377	2,230,000	2,170,000
年間収入(B)	2,830,873	2,845,754	3,400,044	3,145,781	3,094,459	3,232,356	3,286,356
補助金等依存率(A)/(B)	81.5%	81.5%	66.1%	67.4%	62.1%	69.0%	66.0%

(財) 労災ケアセンター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	4,153,345	4,438,896	4,135,757	4,115,993	3,667,241	4,194,253	3,359,553
年間収入(B)	5,043,793	5,477,885	5,251,102	5,606,656	5,574,706	5,531,569	5,040,741
補助金等依存率(A)/(B)	82.3%	81.0%	78.8%	73.4%	65.8%	75.8%	66.6%

(財) 医療保険業務研究協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	3,528,251	4,056,348	4,778,502	4,585,485	5,525,060	0	0
年間収入(B)	4,762,586	4,533,522	4,976,928	4,837,588	5,684,208	176,731	159,592
補助金等依存率(A)/(B)	74.1%	89.5%	96.0%	94.8%	97.2%	0.0%	0.0%

(財) 産業雇用安定センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	2,878,188	3,317,279	3,994,009	3,550,516	3,295,436	3,010,610	1,886,460
年間収入(B)	3,620,592	4,543,071	5,550,714	7,949,568	7,980,616	10,236,284	2,844,694
補助金等依存率(A)/(B)	79.5%	73.0%	72.0%	44.7%	41.3%	29.4%	66.3%

(社) 全国シルバー人材センター事業協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	1,944,689	1,358,403	1,311,169	954,640	561,726	580,423	580,292
年間収入(B)	2,171,782	1,599,616	1,603,760	1,292,641	917,407	885,115	904,032
補助金等依存率(A)/(B)	89.5%	84.9%	81.8%	73.9%	61.2%	65.6%	64.2%

(財) ヒューマンサイエンス振興財団

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	4,656,691	3,541,255	2,908,736	2,767,292	2,725,300	2,254,419	2,254,419
年間収入(B)	5,437,602	4,344,512	3,740,228	4,172,488	4,071,739	3,442,689	3,442,689
補助金等依存率(A)/(B)	85.6%	81.5%	77.8%	66.3%	66.9%	65.5%	65.5%

(財) 長寿科学振興財団

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	687,445	756,482	924,054	753,019	666,975	731,824	230,112
年間収入(B)	878,044	976,408	1,108,374	1,073,510	878,023	946,262	532,271
補助金等依存率(A)/(B)	78.3%	77.5%	83.4%	70.1%	76.0%	77.3%	43.2%

【農林水産省】

(財) 食生活情報サービスセンター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	155,952	796,837	453,805	160,897	165,105	-	-
年間収入(B)	215,038	851,984	611,758	282,144	276,927	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	72.5%	93.5%	74.2%	57.0%	59.6%	-	-

(財) 食品流通構造改善促進機構

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	2,272,974	1,678,236	367,398	267,274	246,930	-	-
年間収入(B)	3,257,626	2,232,440	801,864	699,741	620,814	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	69.8%	75.2%	45.8%	38.2%	39.8%	-	-

(財) 食品産業センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	4,841,522	1,493,736	480,218	466,751	406,133	-	-
年間収入(B)	5,796,596	2,240,712	1,269,033	880,637	758,459	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	83.5%	66.6%	37.8%	53.0%	53.5%	-	-

(社) 大豆供給安定協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	593,084	592,239	106,266	100,190	339,772	-	-
年間収入(B)	636,953	772,650	866,185	472,204	2,305,767	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	93.0%	76.7%	12.3%	21.2%	14.7%	-	-

(財) 食料・農業政策研究センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	84,749	75,183	59,610	39,969	0	-	-
年間収入(B)	111,998	111,328	91,892	80,718	46,387	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	75.7%	67.5%	64.9%	49.5%	0.0%	-	-

※(財)食料・農業政策研究センターは、平成16年度に解散済。

(財) 農村開発企画委員会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	266,205	252,908	201,430	159,681	133,735	-	-
年間収入(B)	350,974	340,844	334,827	272,542	207,220	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	75.8%	74.2%	60.2%	58.6%	64.5%	-	-

(財) 日本土壌協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	214,236	166,494	103,014	100,908	85,589	-	-
年間収入(B)	262,322	226,415	162,603	170,524	165,027	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	81.7%	73.5%	63.4%	59.2%	51.9%	-	-

(財) 漁場油濁被害救済基金

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	159,263	157,922	143,905	116,538	108,536	-	-
年間収入(B)	216,151	210,980	225,591	211,820	272,288	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	73.7%	74.9%	63.8%	55.0%	39.9%	-	-

【経済産業省】

(財) 中東協力センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	922,563	896,932	919,998	861,111	957,749	1,205,450	1,205,035
年間収入(B)	1,153,034	1,105,502	1,237,200	992,662	1,127,621	1,441,595	1,914,506
補助金等依存率(A)/(B)	80.0%	81.1%	74.4%	86.7%	84.9%	83.6%	62.9%

(財) 資源・環境観測解析センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	3,218,597	3,377,144	3,020,673	2,194,639	2,221,404	80,000	0
年間収入(B)	3,311,026	3,463,093	3,172,063	2,304,922	2,361,426	1,860,085	1,797,585
補助金等依存率(A)/(B)	97.2%	97.5%	95.2%	95.2%	94.1%	4.3%	0.0%

(財) 国際石油交流センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	1,448,555	3,806,769	4,653,175	4,853,333	3,747,258	4,100,000	4,100,000
年間収入(B)	1,864,430	4,235,613	5,137,026	5,213,185	4,107,885	7,850,351	7,850,351
補助金等依存率(A)/(B)	77.7%	89.9%	90.6%	93.1%	91.2%	52.2%	52.2%

(財) エルピーガス振興センター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	945,210	882,777	470,184	712,148	743,494	807,309	760,771
年間収入(B)	1,197,394	1,592,888	1,049,207	1,334,522	1,136,690	1,431,946	1,385,408
補助金等依存率(A)/(B)	78.9%	55.4%	44.8%	53.4%	65.4%	56.4%	54.9%

【国土交通省】

(社) 全国ダンブカー協会

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	68,032	66,194	25,746	0	-	-	-
年間収入(B)	84,777	82,388	68,168	2,000	-	-	-
補助金等依存率(A)/(B)	80.2%	80.3%	37.8%	0.0%	-	-	-

(財) 公園緑地管理財団

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	7,088,261	7,764,566	7,083,088	7,407,731	7,586,177	7,600,000	7,549,400
年間収入(B)	10,169,663	12,915,507	11,383,274	11,746,784	12,397,470	12,738,640	12,360,591
補助金等依存率(A)/(B)	69.7%	60.1%	62.2%	63.1%	61.2%	59.7%	61.1%

(平成16年度新規発生事項)

【経済産業省】

(財) ベンチャーエンタープライズセンター

	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国からの補助金等収入(A)	168,899	88,892	1,142,099	1,066,263	990,900	750,000	300,000
年間収入(B)	562,796	401,075	1,505,820	1,384,389	1,319,900	1,230,000	980,000
補助金等依存率(A)/(B)	30.0%	22.2%	75.8%	77.0%	70.5%	61.0%	30.6%

(財) ヒートポンプ・蓄熱センター

	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国からの補助金等収入(A)	0	1,531,129	7,239,467	5,511,261	9,668,234	13,045,000	0
年間収入(B)	2,214,672	4,895,784	7,927,548	6,122,095	10,461,745	13,776,774	731,161
補助金等依存率(A)/(B)	0.0%	31.3%	91.3%	90.0%	92.4%	94.7%	0.0%

(財) 省エネルギーセンター

	平成12年度 (決算ベース)	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度
国からの補助金等収入(A)	2,404,605	2,688,592	3,333,730	3,697,874	3,597,196	3,831,808	2,873,111
年間収入(B)	6,546,417	6,992,898	6,005,819	5,410,936	4,979,453	5,232,231	4,857,040
補助金等依存率(A)/(B)	36.7%	38.4%	55.5%	68.3%	72.2%	73.2%	59.2%

(財) エコ・ステーション推進協会

	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国からの補助金等収入(A)	3,509,768	4,492,776	4,481,704	3,733,593	3,671,413	3,338,755	0
年間収入(B)	3,606,434	4,556,838	4,553,259	3,812,197	3,748,913	3,417,655	78,900
補助金等依存率(A)/(B)	97.3%	98.6%	98.4%	97.9%	97.9%	97.7%	0.0%

(平成17年度新規発生事項)

【外務省】

(財) 国際開発高等教育機構

	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
国からの補助金等収入(A)	727,888	718,559	681,645	674,829	668,090	661,399
年間収入(B)	989,677	992,050	968,920	976,582	985,042	994,336
補助金等依存率(A)/(B)	73.5%	72.4%	70.4%	69.1%	67.8%	66.5%

【経済産業省】

(社) 日本ガス協会

	平成13年度 (決算ベース)	平成14年度 (決算ベース)	平成15年度 (決算ベース)	平成16年度 (決算ベース)	平成17年度	平成18年度	平成19年度
国からの補助金等収入(A)	1,068,490	2,348,912	4,214,678	8,667,880	10,245,229	11,092,036	232,583
年間収入(B)	9,609,929	9,940,774	9,925,072	12,530,327	13,424,498	14,183,695	3,324,242
補助金等依存率(A)/(B)	11.1%	23.6%	42.5%	69.2%	76.3%	78.2%	7.0%

(別表8) 役員報酬助成法人

「実施計画」の内容			措置状況 (達成状況)
補助金等	関係公益法人の名称	廃止予定時期	
【防衛庁】			
退職予定自衛官就職支援業務補助金	(財) 自衛隊支援協会	平成16年度	平成14年度2名措置済。 平成16年度1名措置済。
【外務省】			
啓発宣伝事業等委託費	(財) フォーリン・プレスセンター	平成17年度	平成17年度の役員報酬助成廃止に向け、平成16年度において2/5の助成を行った。
国際友好民間団体補助金	(社) 国際農業者交流協会	平成14年度	措置済
交流協会補助金	(財) 交流協会	平成14年度 一部廃止	平成14年度から役員報酬の10%削減を行った。
日本国際問題研究所補助金	(財) 日本国際問題研究所	平成13年度	措置済
政府開発援助海外技術協力推進民間団体補助金	(財) 日本国際医療団	平成14年度	措置済(日本国際医療団は平成15年12月31日解散)
日韓産業技術協力共同事業体拠出金	(財) 日韓産業技術協力財団	平成13年度	措置済
【文部科学省】			
内外学生センター補助金	(財) 内外学生センター	平成15年度	措置済 なお、当該法人は、解散済(平成16年3月31日)。
留学生関係団体補助金	(財) 日本国際教育協会	平成15年度	措置済 平成15年度末をもって補助金は廃止。
留学生関係団体補助金	(財) 国際学友会	平成15年度	措置済 なお、当該法人は、解散済(平成16年3月31日)。
国民健康体力増強費補助金	(財) 健康・体力づくり事業財団	平成13年度	措置済
【厚生労働省】			
診療等委託費	(社) 全国労働基準関係団体連合会	平成14年度	措置済
労働時間短縮促進援助事業等交付金	(社) 全国労働基準関係団体連合会	平成15年度	措置済
労働保険加入促進業務委託費	(社) 全国労働保険事務組合連合会	平成14年度	措置済
産業医学助成費補助金	(財) 産業医学振興財団	平成14年度	措置済
診療等委託費	(財) 労災保険情報センター	平成14年度	措置済
身体障害者等福祉対策事業費補助金	(財) 労災保険情報センター	平成14年度	措置済
診療等委託費	(財) 労災ケアセンター	平成13年度	措置済
診療等委託費及び職業講習等委託費(勤労者リフレッシュ推進事業)	(財) 勤労者リフレッシュ事業振興財団	平成13年度	措置済 なお、当該法人は、解散済(平成16年3月31日)。
女性の能力発揮促進事業委託費	(財) 21世紀職業財団	平成13年度	措置済
短時間労働者福祉事業交付金	(財) 21世紀職業財団	平成14年度	措置済
介護労働者雇用改善援助事業等交付金	(財) 介護労働安定センター	平成15年度	措置済
テクノエイド協会事業費補助金	(財) テクノエイド協会	平成13年度	措置済
高齢者就業機会確保事業費等補助金	(社) 全国シルバー人材センター事業協会	平成14年度	措置済
高齢者雇用確保事業等交付金	(財) 高齢者雇用開発協会	平成17年度	措置済
産業雇用安定センター補助金	(財) 産業雇用安定センター	平成15年度	措置済
港湾労働者派遣事業等交付金	(財) 港湾労働安定協会	平成13年度	措置済
身体障害者体育等振興費	(財) 日本障害者スポーツ協会	平成13年度	措置済
放射線影響研究所補助金	(財) 放射線影響研究所	平成13年度	措置済
健康づくり啓蒙事業委託費	(財) 健康・体力づくり事業財団	平成13年度	措置済
【経済産業省】			
日韓産業技術協力共同事業体拠出金	(財) 日韓産業技術協力財団	平成13年度	措置済
伝統的工芸品産業振興協会補助金	(財) 伝統的工芸品産業振興協会	平成13年度	措置済
【国土交通省】			
自動車基準・認証制度国際化対策費補助金	(財) 日本自動車輸送技術協会	平成13年度	措置済

(注) 表中「措置予定時期」の欄について、「平成13年度」とある場合は、13年度の未までにおける予算措置等の所要の措置を通じ、翌年度より直ちに改善されることを意味する。

公務員制度改革大綱（抄）

平成13年12月25日
閣議決定

3 適正な再就職ルールの確立

(3) 公益法人への再就職に係るルール

公益法人の民間法人としての性格を踏まえつつ、以下の方針に従い見直しを行う。

- ① 役員報酬に対する国の助成を廃止する。
- ② 退職公務員の役員就任状況について適切な情報開示に努める。
- ③ 補助金等を受ける等の公益法人については、役員の報酬規程・退職金規程を定め、公開する。
- ④ 国と特に密接な関係を持つ公益法人に対し、役員の報酬・退職金につき、現在の指導監督基準に加え、新たに公務員の水準と比べても不当に高額に過ぎないように指導するとともに、公的部門における高齢役員に関する対応状況を踏まえ、役員の退職年齢について適切な内部規程を整備するよう要請する。

(4) 再就職状況全般に係る公表制度

公務員の再就職の状況についての透明性を確保するため、再就職状況全般に関する公表制度を整備する。

各府省は、内閣の定めるところにより、毎年1回、本府省の課長・企画官相当職以上（地方支分部局における本府省の課長・企画官相当職以上を含む。）の離職者の離職後2年以内の再就職先について、営利企業・特殊法人等・公益法人などすべての再就職先を対象に、再就職者氏名、離職時官職、再就職先の名称及び業務内容、再就職先での役職、承認の有無等について公表することとする。

内閣は、各府省の公表事項をとりまとめ、毎年1回公表することとする。

公務員制度改革大綱に基づく措置について

平成 14 年 3 月 29 日
公益法人等の指導監督等に関する
関係閣僚会議幹事会申合せ

各府省（国家公安委員会、防衛庁及び金融庁を含む。以下同じ。）は、公務員制度改革大綱（平成 13 年 12 月 25 日閣議決定）記Ⅱ 3（3）「公益法人への再就職に係るルール」に基づき、下記のとおり、平成 14 年度から公益法人に対する指導等を行うこととする。

記

1. 各府省は、所管公益法人に対し、公表する当該法人の役員名簿に次に掲げる事項を付記するよう指導する。
 - （1）各役員の常勤・非常勤の別
 - （2）国家公務員出身者である役員についてはその最終官職（官房付等で退職した者については、その前職名も併せて記載する。）

上記の「国家公務員出身者」とは、本府省課長・企画官相当職以上及び地方支分部局の本府省課長・企画官相当職以上の経験者とする。
2. 各府省は、国から補助金等を受けている等の公益法人（国から補助金・委託費等の交付を受けている所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）に対し、以下のとおり指導する。
 - （1）役員の報酬・退職金に関する規程を定めること。
 - （2）（1）の規程について、主たる事務所に備えて置き、一般の閲覧に供するとともに、インターネットにより公開すること。

また、各府省においては、（1）の規程を備えて置き、これについて閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させるものとともに、各府省のホームページに掲載する。
3. 各府省は、国と特に密接な関係を持つ公益法人（国からの補助金・委託費等の 2 分の 1 以上を第三者に交付する所管公益法人、国からの補助金・委託費等による収入額が年間収入額の 3 分の 2 以上を占める所管公益法人及び国から検査・認定・資格付与等の事務・事業の委託等、推薦等を受けている所管公益法人をいう。）については、2 の措置に加え、以下の措置を講ずる。
 - （1）常勤の役員の報酬・退職金等について、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定）によるほか、国家公務員の給与・退職手当の水準と比べても不当に高額に過ぎないよう指導すること。
 - （2）役員の在任年齢について、従来の特殊法人役員に加え、今般、独立行政法人役員についても決定（「特殊法人等の役員の給与・退職金等について」平成 14 年 3 月 15 日閣議決定）がなされたことを踏まえ、適切な規程を整備するよう要請すること。